

第12期川西市男女共同参画審議会委員名簿

(任期 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで)

		名 前	職業・役職	選出基準	備 考
1		和田 さとこ 聡子	大阪学院大学教授	学識経験者	継続 2003.4～
2		守 もり 如子	関西大学教授	学識経験者	継続 2017.4～
3		松並 ともこ 知子	同志社大学嘱託研究員	学識経験者	継続 2021.4～
4		こうさか 高坂 あきな 明奈	弁護士	学識経験者	継続 2019.4～
5		田淵 よしかず 義和	一般社団法人 川西青年会議所	市長指名	新規 2025.4～
6		林 たくろう 拓朗	川西市商工会 推薦	市長指名	継続 2021.4～
7		山田 しずこ 静子	兵庫六甲農業協同組合(JA 川西女性会)	市長指名	継続 2017.4～
8		まつのぶ 松延 まさと 正登	川西市特・小学校長会	市長指名	新規 2025.4～
9		山田 じゅん 淳		公募市民	新規 2025.4～
10		井上 ひとし 仁司		公募市民	新規 2025.4～

○川西市男女共同参画審議会規則

平成15年3月31日

規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、川西市付属機関に関する条例(昭和52年川西市条例第3号)第3条の規定に基づき、川西市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に係る総合的施策の策定及び実施に関する重要事項について調査審議する。

(委員)

第3条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 市民

(3) 前2号に掲げる者のほか、特に市長が必要と認める者

3 市長は、前項第2号に掲げる者を委員に委嘱しようとするときは、当該委員を公募し、別に定める方法で選考するものとする。

4 委員が欠けたときは、その都度補欠委員を委嘱し、又は任命しなければならない。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員で組織する。

3 部会に、部会長を置く。

4 部会長は、部会に属する委員のうち、会長が指名するものをもって充てる。

5 第4条第3項及び前条の規定は、部会長の職務及び部会の会議について準用する。

(資料の提出等の要求)

第7条 審議会及び部会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、市の機関に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市長公室人権推進多文化共生課において処理する。

(公印)

第9条 公印は、次のとおりとする。

名称	寸法(センチメートル)	用途	個数	保管者
川西市男女共同参画審議会会長之印	方 2.1	会長名をもってする文書	1	市長公室人権推進 多文化共生課長

2 公印の取扱いについては、川西市公印規則(昭和39年川西市規則第13号)の規定を準用する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、審議会が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(委員の委嘱の特例)

2 この規則の施行の日以後、最初に委嘱される第3条第2項第2号の委員は、同条第3項の規定によらずに市長が委嘱することができる。

(招集の特例)

3 この規則の施行の日以後、最初に開かれる審議会は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

付 則(平成16年3月29日規則第15号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。 ※以下省略

目次（省略）

前文

すべての人は個人として尊重され基本的人権が保障されるとともに、法の下に平等であることが日本国憲法でうたわれ、私たちはそれを学び知っています。男女共同参画社会の理念は、この憲法の精神を日々の暮らしの隅々にまで浸透させ、根づかせるひとつの道筋です。同時に、その実現は、女性に対するあらゆる差別撤廃を掲げ、女性の社会的地位向上に努めている国際的な動きと共にあります。

私たちのまち川西市は、風光明媚な里山など豊かな自然に恵まれた環境の中で、有形、無形の財産を受け継ぎ、育みながら歴史を紡いできました。そして、誰もが幸福な生活を願い、努力を重ね、今日までの発展を遂げてきました。

また、本市は兵庫県内でいち早く「婦人センター」を創設するなど、早くから男女共同参画の推進に取り組んできました。しかし、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、私たちが向き合うべき多くの課題が残されています。

さらに、女性が社会でいきいきと活躍することは、少子高齢化が加速し人口が減少していく状況において、経済の活性化や地域活力の向上に大きく貢献することになります。

こうした状況を踏まえ、男女の区別なく誰もが社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、職場、学校、地域など社会のあらゆる分野の活動に参画できると同時に、均等にその成果を享受し、責任を担う男女共同参画社会を実現させることが重要です。

ここに私たちは、様々な世代が集う中で、性別にかかわらず多様な価値観や生き方を認め合い、互いに尊重することを通して、「このまちに住んで良かったと誰もが実感できる社会」を実現するためにこの条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民、事業者、教育関係者及び市民公益活動団体の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 市民 市内に在住、在勤又は在学する者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行う個人又は法人その他団体をいう。
- (4) 教育関係者 市内において学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる教育に携わる個人又は法人その他団体をいう。
- (5) 市民公益活動団体 自発的及び自主的に行われる市民その他不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動を行う自治会、コミュニティ、ボランティア、NPO等の団体をいう。
- (6) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせ、その者の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた相手方の対応により、その者に不利益を与えることをいう。
- (7) ドメスティック・バイオレンス 配偶者（配偶者であった者を含む。）又は交際相手等親密な関係にある者（親密な関係にあった者を含む。）の間で行われる身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な暴力をいう。
- (8) 性同一性障害 生物学的な性と性の自己意識が一致しないことにより、精神的な葛藤を抱え、家庭生活及び社会生活における活動に困難が生じている状態をいう。
- (9) 積極的改善措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

- (10) ワーク・ライフ・バランス 誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭生活、地域生活等との調和を保ち、人生の各段階に応じて多様な生き方を選択及び実現できることをいう。

(基本理念)

第3条 市並びに市民、事業者、教育関係者及び市民公益活動団体(以下「市民等」という。)は、次に掲げる基本理念にのっとり、男女共同参画を推進するものとする。

- (1) 男女が、個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、それぞれの能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 男女が、性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会の制度又は慣行によってその活動を制限されることなく、自らの意思と責任により多様な生き方を選択できること。
- (3) 男女が、対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び意思決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、互いの協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と、職場、学校、地域その他の社会における活動とを両立できるよう配慮されること。
- (5) 男女が、対等な関係の下に、互いの性に対する理解を深めるとともに、妊娠、出産等に関して互いの意思を尊重し、生涯にわたり安全で健康な生活を営むことができるよう配慮されること。
- (6) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有することから、国際的な協調の下に行うこと。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

- 2 市は、男女共同参画の推進に当たり、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 市は、男女共同参画の推進に関する施策について、市民等と協働するとともに、国、県及び他の地方公共団体と連携して取り組むよう努めなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画に関する理解を深め、社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、その事業活動において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に取り組むとともに、職場における活動と、家庭、地域等における活動とを両立できる職場環境の整備に努めるものとする。

- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育関係者の役割)

第7条 教育関係者は、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性を認識し、基本理念にのっとり、教育を行うよう努めるものとする。

- 2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民公益活動団体の役割)

第8条 市民公益活動団体は、その運営及び活動において、基本理念にのっとり、男女が平等に参画する機会を確保できるよう努めるものとする。

- 2 市民公益活動団体は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第9条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いを行ってはならない。

- 2 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

- 3 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

- 4 何人も、性同一性障害を有すること又は先天的に身体上の性別が不明瞭であることにより人権侵害を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第10条 何人も、公衆に情報を表示する際には、性別による固定的な役割分担及び男女間における暴力を正当化し、又は助長する表現並びに過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を定めるものとする。

2 市長は、男女共同参画計画を策定し、又は変更するに当たっては、川西市付属機関に関する条例(昭和52年川西市条例第3号)別表に規定する川西市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くものとする。

3 市長は、男女共同参画計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(報告書の作成)

第12条 市長は、毎年度、男女共同参画計画に基づく施策の進捗状況を明らかにする報告書を作成し、これを公表するものとする。

(調査研究)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する効果的な施策を策定し、及び実施するために必要な調査研究を行うものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第14条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

2 市は、施策の立案、決定その他の機会において男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

(広報活動等)

第15条 市は、男女共同参画の推進について、市民等の関心及び理解を深めるため、広報活動その他の適切な措置を講ずるものとする。

(活動への支援)

第16条 市は、市民等が男女共同参画の推進に関して行う活動について、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(教育及び学習の機会)

第17条 市は、家庭、学校、社会その他のあらゆる教育及び学習の機会において、男女共同参画の基本理念の啓発及び実践に努めるものとする。

(防災及び減災の分野における施策の推進)

第18条 市は、災害復興を含む防災及び減災の分野において、男女共同参画の視点を取り入れた災害対策及び被災者支援を推進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(仕事と生活の調和の推進)

第19条 市は、男女が共に仕事と家庭生活、地域生活、自己啓発等の活動との調和を図ることができるよう、ワーク・ライフ・バランスの視点に立った必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(拠点施設)

第20条 市は、川西市男女共同参画センター(川西市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例(平成14年川西市条例第15号)に基づき設置された施設をいう。)を、男女共同参画を推進するための拠点施設とする。

(苦情等への対応)

第21条 市は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に関し、市民等から苦情又は意見の申出があったときは、関係機関と協力し、適切かつ迅速な対応をとるものとする。

2 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する行為に関し、市民等から相談の申出があったときは、関係機関と協力し、必要な支援を行うものとする。

3 市長は、前2項に規定する苦情等への対応について必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

第3章 雑則

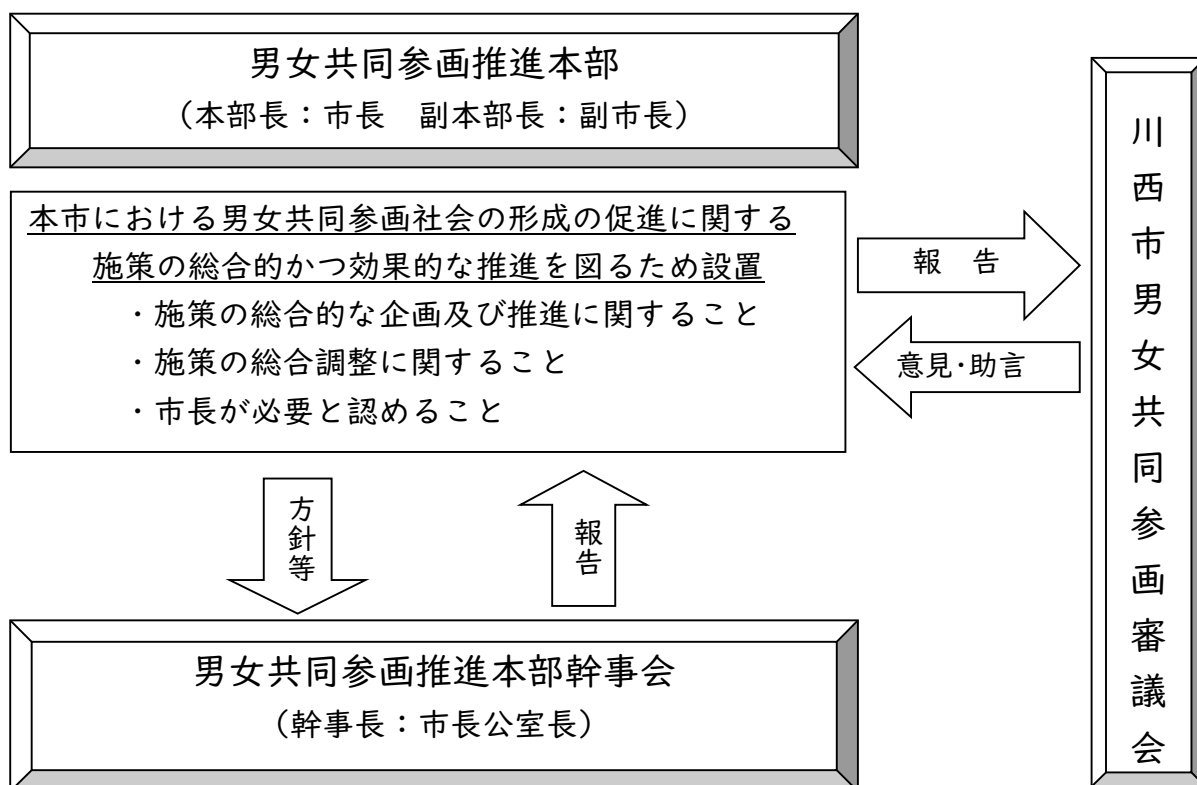
(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

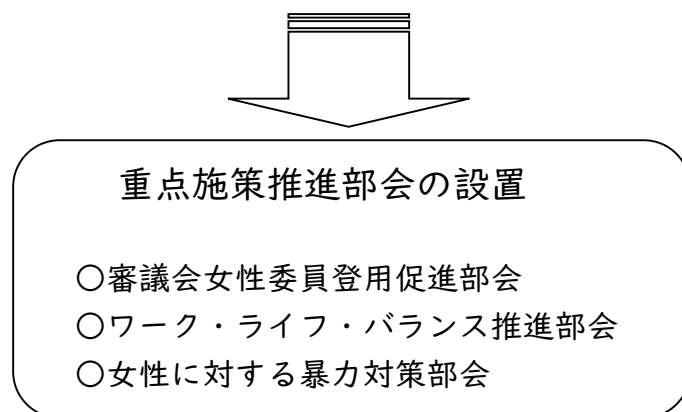
付 則

この条例は、平成27年7月1日から施行する。

令和8年度 男女共同参画庁内推進体制



- ◎ 目標・方針が明確化された施策を重点施策として設定
- ◎ 重点施策に関連する複数所管の幹事会幹事等で構成される「重点施策推進部会」を設置
- ◎ 設置された重点施策推進部会ごとに必要に応じてプロジェクトチーム（PT）を設置
- ◎ 男女共同参画研修及び専門担当者研修
- ◎ その他重要事項について



各部会のリーダーが、必要に応じてプロジェクトチーム（PT）を設置

令和8年度 重点施策推進部会一覧表

重点施策	基本目標Ⅱ：あらゆる分野での女性活躍の推進（川西市女性活躍推進計画）		
	基本課題3：政策・方針決定過程への女性の積極的参画促進		
部会名	審議会女性委員登用促進部会		
施策の方向		重点施策推進部会 担 当 所 管	PT
①審議会などへの女性の登用促進		参画協働課 人権推進多文化共生課 職員課 産業振興課 教育保育職員課	
②自治会、コミュニティ、NPOなど各種団体における女性役員の登用促進			
③事業所における女性の管理職などへの登用の促進			
④市女性職員・教員の職域拡大と管理職などへの登用推進			
重点施策	基本目標Ⅱ：あらゆる分野での女性活躍の推進（川西市女性活躍推進計画）		
	基本課題4：ワーク・ライフ・バランスの推進		
部会名	ワーク・ライフ・バランス推進部会		
施策の方向		重点施策推進部会 担 当 所 管	PT
①一人ひとりの働き方の見直しの促進		人権推進多文化共生課 総合センター 職員課 産業振興課 地域福祉課 介護保険課 こども政策課 こども若者相談センター 教育保育課 入園所相談課	
②事業所に対する啓発の推進			
③子育て・介護支援体制の整備			
④男性の家事・育児などへの参画促進			
⑤市職員ワーク・ライフ・バランスの率先行動の推進			
重点施策	基本目標Ⅳ：あらゆる暴力の根絶		
	基本課題 9：配偶者等からのあらゆる暴力（DV）の根絶（川西市配偶者等からの暴力対策基本計画）		
部会名	女性に対する暴力対策部会		
施策の方向		重点施策推進部会 担 当 所 管	PT
①DV防止に向けた啓発・教育の徹底		人権推進多文化共生課 市民課 産業振興課 地域福祉課 障害福祉課 生活支援課 介護保険課 こども支援課 こども若者相談センター 保健センター・予防歯科センター 医療助成・年金課 国民健康保険課 住宅政策課 教育総務課 教育保育課 インクルーシブ推進課 入園所相談課	
②DV相談体制の充実			
③DV被害者の安全確保			
④DV被害者の自立支援			
⑤推進体制の強化			

令和7年度 男女共同参画推進事業報告について

1. 男女共同参画施策推進体制について

(1) 第12期男女共同参画審議会(全体会:1回)を開催

- ・第1回審議会を8月21日に開催する予定が、出席者数が定数に満たないため審議会は不成立となり、準備会として開催。
- ・改めて第1回審議会は書面会議として開催し、審議会資料を11月20日に発送。

(1) 令和6年度男女共同参画プラン進捗状況報告について

(2) 第4次ジェンダー平等推進プランの概要について

(3) 令和7年度 第4次ジェンダー平等推進プランの取り組みについて

① 男女共同参画庁内推進体制について

② 重点施策推進部会について

(4) 男女共同参画センター事業内容について

(2) 男女共同参画推進本部会議の開催(5月20日)

令和6年度のプラン進捗状況の報告、令和7年度の推進方針の決定など

(3) 男女共同参画推進本部幹事会の開催

推進本部会議の方針決定を書面にて報告

2. 第4次ジェンダー平等推進プランの推進

(1) 重点施策推進部会の運営

- ・審議会女性委員登用促進部会(1月22日)
- ・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進部会(12月23日)
- ・女性に対する暴力対策部会(12月11日)

(2) プランの進捗状況調査の実施

- ・令和7年度末現在の進捗状況調査を3月から4月に実施
- ・調査結果を審議会に報告し、助言をいただいた
- ・調査報告書は市ホームページで公開

(3) 広報誌「ジェンダー平等推進だより」(令和8年2月号)による啓発

- ・「川西市出身の粉川なつみさんと高橋智恵さんの戦後・被爆80年トークイベントの報告」
- ・「『デートDV』を知っていますか?」「ジェンダー平等・男女共同参画の現在地」など

(4) ジェンダー平等推進社会の実現をめざす活動助成

性別にかかわらず、個性と能力を発揮できるジェンダー平等、男女共同参画社会の実現にむけ活動している、または、活動しようとしている市民グループが行う啓発活動、調査研究などの事業を支援するための助成。令和7年度は応募グループなし。

※令和8年度からは市民協働事業補助金の一つのテーマとして実施。

(5) 人材育成事業

市民と行政が協働でジェンダー平等、男女共同参画を推進するため、ジェンダー平等、男女共同参画に関する講演会等のイベントを企画・運営できる人材の育成を目的として、ジェンダー平等推進市民企画員を募集する。前年度からの企画員5名のうちの3名と新たに2名を加え、5名で活動。

◎活動期間：令和7年6月～令和8年3月

◎企画内容：講演会の企画・開催

◎開催日時：令和8年2月21日

◎テーマ：「おとなも学ぼう！ ジェンダー平等」

◎講師：吉川 ヒロさん（場づくりユニット『tomoni』の共同代表）

(6) ジェンダー平等、男女共同参画についての周知啓発

AV 出演強要・JK ビジネス等被害防止月間（4月）、男女共同参画週間・ジェンダー平等（6月）、LGBTQ+（8月）、女性の人権（9月）をテーマとした啓発ビラ作成・配布など

(7) ワーク・ライフ・バランス講演会の開催

（職員課と人権推進多文化共生課の共催）

◎開催日時：令和8年2月19日

◎テーマ：「ワーク・ライフ・バランスを実現するための小さな一歩」

◎講師：湯本 理絵さん（あわい舎代表、キャリアコンサルタント）

◎対象：市民、事業者、市職員

(8) DV被害者等支援講習会の開催

（人権推進多文化共生課とこども若者相談センターの共催）

◎開催日時：令和8年3月17日

◎テーマ：「DVと共同親権」

◎講師：鄭 聖愛さん（神戸はるか法律事務所）

◎対象：川西市DV防止ネットワーク会議の構成員及び支援に携わる機関の職員・支援員、市民

(9) ワーク・ライフ・バランスの推進などジェンダー平等、男女共同参画に積極的に取り組む事業所の表彰

令和8年2月、初めて公募するが応募団体はなし。

令和8年度 男女共同参画推進事業について

1. 男女共同参画施策推進体制について

(1) 第12期男女共同参画審議会(開催日時未定)

- ① 令和7年度のプラン進捗状況について報告
- ② 令和8年度のプラン取組についての審議・助言

(2) 男女共同参画推進本部会議の開催(5月25日)

令和7年度のプラン進捗状況の報告、令和8年度の推進方針など

(3) 男女共同参画推進本部幹事会の開催

推進本部会議の方針決定の報告など

2 第4次ジェンダー平等推進プランの推進

(1) 重点施策推進部会の運営

- ・審議会女性委員登用促進部会
- ・ワーク・ライフ・バランス推進部会
- ・女性に対する暴力対策部会

(2) プランの進捗状況調査の実施

- ・令和8年度末現在の進捗状況調査を令和9年3月から4月に実施
- ・調査結果を審議会に報告し、助言をいただく
- ・調査報告書は市ホームページで公開

(3) 広報誌「ジェンダー平等推進だより」(令和8年9月号)による啓発

※令和8年度より、「広報じんけん9月号」との合併号

(4) 川西市市民協働事業提案制度(テーマ型協働事業)

テーマ⑤「ジェンダー平等社会の実現を目指す」

ジェンダー平等、男女共同参画社会の実現につながるイベントの開催や、調査研究及び発表会の開催など

◎協働事業の実施に必要な経費の4分の3(上限30万円)を補助

◎5月15日(金) 応募締切 応募団体数 1団体

◎6月中旬 公開プレゼンテーション、協働事業審査会の開催

(5) 人材育成事業

市民と行政が協働でジェンダー平等、男女共同参画を推進するため、ジェンダー平等、男女共同参画に関する講演会等のイベントを企画・運営できる人材の育成を目的として、

ジェンダー平等推進市民企画員を募集する。

◎募集人員8人程度

◎5月15日(金)応募締切 応募人数 12人

◎活動期間 令和7年6月～令和8年3月31日

◎令和9年2月頃のイベント開催を目指し、6月から活動する。

(6) ジェンダー平等、男女共同参画についての周知啓発

ワーク・ライフ・バランスなどをテーマとした啓発ビラ作成・配布など

(7) ワーク・ライフ・バランス講演会の開催

(職員課と人権推進多文化共生課との共催)

(8) DV被害者等支援講習会の開催

(こども若者相談センターと人権推進多文化共生課との共催)

(9) ワーク・ライフ・バランスの推進などジェンダー平等、男女共同参画に積極的に取り組む事業所の表彰

◎8月公募予定

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン 具体的施策 進捗自己評価まとめ

自己評価… 1. プランの趣旨にそった事業展開ができた

2. プランの趣旨にそった事業展開がある程度できた

3a. プランの趣旨にそった事業展開ができなかったが、次年度以降は実現可能

3b. プランの趣旨にそった事業展開ができなかった。今後も実現は相当困難

4. その他

自己評価	件数
1	141
2	71
3a	6
3b	0
4	0
項目計	218

自己評価	割合
1	64.7%
2	32.6%
3a	2.8%
3b	0.0%
4	0.0%
割合計	100.0%

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン 具体的施策 進捗状況調査

- 1 プランの趣旨にそった事業展開ができた
- 2 プランの趣旨にそった事業展開がある程度できた
- 3a プランの趣旨にそった事業展開ができてなかったが、次年度以降は実現可能
- 3b プランの趣旨にそった事業展開ができてなかった。今後実現は相当困難
- 4 その他

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン具体的施策						令和8年3月31日現在	
基本目標	基本課題	施策の方向	No.	具体的施策	担当課	進捗自己評価	(進捗自己評価1・2)取組内容 (進捗自己評価3a・3b・4)事業展開ができてなかった理由
I 人権尊重とジェンダー平等への意識改革	1 ジェンダー平等に関する意識啓発の推進	1 ジェンダー平等に関する広報・啓発活動の推進	1	ジェンダー平等についての理解を深め、気づきを促すための講座や講演会を開催します。	人権推進 multicultural共生課 (男女共同参画センター)	1	平素から、窓口での対応をはじめ、あらゆる機会をとらまえて、ジェンダー平等の意識の啓発に努めている。 「ドラマ好きの井戸端会議」(フアンリテーター:小川真知子さん)「気候変動とジェンダー」(講師:齋藤智咲さん)などの講座・交流会を実施した。 フェスタ講演会「正井禮子さんが語る 女性支援30年の歩み」では、ジェンダー平等視点も含んだ内容で開催した。
I 人権尊重とジェンダー平等への意識改革	1 ジェンダー平等に関する意識啓発の推進	1 ジェンダー平等に関する広報・啓発活動の推進	2	ジェンダー平等推進だよりや、男女共同参画センター情報紙を発行し、ジェンダー平等の意識啓発を図ります。	人権推進 multicultural共生課	1	市内全戸配布の「ジェンダー平等推進だより」や、市ホームページ、人権啓発ビラでジェンダー平等の意識啓発を図った。
I 人権尊重とジェンダー平等への意識改革	1 ジェンダー平等に関する意識啓発の推進	1 ジェンダー平等に関する広報・啓発活動の推進	2	ジェンダー平等推進だよりや、男女共同参画センター情報紙を発行し、ジェンダー平等の意識啓発を図ります。	人権推進 multicultural共生課 (男女共同参画センター)	1	市広報誌「ジェンダー平等推進だより」やセンター情報誌「Hopp(せーの)」では、ジェンダー平等についてわかりやすく啓発する内容を掲載し意識啓発を図った。
I 人権尊重とジェンダー平等への意識改革	1 ジェンダー平等に関する意識啓発の推進	2 人権行政推進プランなどを活用したジェンダー平等の取組みの推進	3	「川西市人権行政推進プラン」の「女性の人権課題」「セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)の人権課題」の解決に向けて、ジェンダー平等の取組みを推進します。	人権推進 multicultural共生課	1	人権施策の一環として、女性の人権や性的マイノリティについて、若年層の女性に対する性的な暴力に係る問題やデーDV、LGBTQ+とアラビなどをテーマに人権啓発ビラやホームページなどで啓発を行った。
I 人権尊重とジェンダー平等への意識改革	2 ジェンダー平等に関する教育の徹底	1 幼稚園・保育所・認定こども園・学校などにおけるジェンダー平等教育の推進	4	男女平等教育ガイドライン(基本方針)に基づき、幼稚園・保育所・認定こども園・学校での指導方法の研究を行い、実践力を高めめます。	インクルーシブ推進課	2	ガイドラインに基づき、男女平等教育の指導方法について研究し、実践している。
I 人権尊重とジェンダー平等への意識改革	2 ジェンダー平等に関する教育の徹底	1 幼稚園・保育所・認定こども園・学校などにおけるジェンダー平等教育の推進	5	ジェンダー平等教育の推進の観点から、教科書・副読本などの「隠れたカリキュラム」の点検、見直しを行い、ジェンダー平等教育を推進します。	教育保育課	2	教育現場において、無意識のうちに固定観念を押しつけることがないように、研修や職員会議で意識を高め、男女平等教育の推進を図っている。
I 人権尊重とジェンダー平等への意識改革	2 ジェンダー平等に関する教育の徹底	1 幼稚園・保育所・認定こども園・学校などにおけるジェンダー平等教育の推進	6	女性の理系分野への進路選択も含め男女平等の進路指導、職業観・労働観を育む教育を行います。	教育保育課	2	進路指導やキャリア教育を通じて、性差にかかわらず、子どもたちが将来様々な選択肢の中から進路選択ができるよう、男女平等教育の推進を図っている。
I 人権尊重とジェンダー平等への意識改革	2 ジェンダー平等に関する教育の徹底	1 幼稚園・保育所・認定こども園・学校などにおけるジェンダー平等教育の推進	7	教育保育職員を対象としたセクシュアル・マイノリティを含めたジェンダー平等に関する研修を実施します。	インクルーシブ推進課	2	今年度、セクシュアル・マイノリティに特化した研修を行えなかったが、セクシュアル・マイノリティに関する校内研修資料や啓発ビデオ、セミナー等を各学校に周知し、啓発を行っている。また、就学前施設においては、「これから求められる人権教育保育とは」をテーマにした研修を実施している。
I 人権尊重とジェンダー平等への意識改革	2 ジェンダー平等に関する教育の徹底	2 家庭・地域・職場におけるジェンダー平等の促進	8	公民館などで、男女共同参画センターの出張講座などを開催します。	人権推進 multicultural共生課 (男女共同参画センター)	1	けやき坂公民館に出張し、ジェンダー平等の視点のある講座「いざ、まさかとはんだんから 暮らしの中から気づく防災」(講師:森絹代さん)を開催した。

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン 具体的施策 進捗状況調査

- 1 プランの趣旨にそった事業展開ができた
- 2 プランの趣旨にそった事業展開がある程度できた
- 3a プランの趣旨にそった事業展開ができてなかったが、次年度以降は実現可能
- 3b プランの趣旨にそった事業展開ができてなかった。今後とも実現は相当困難
- 4 その他

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン具体的施策						令和8年3月31日現在	
基本目標	基本課題	施策の方向	No.	具体的施策	担当課	進捗自己評価	(進捗自己評価1・2)取組内容 (進捗自己評価3a・3b・4)事業展開ができてなかった理由
I 人権尊重とジェンダー平等への意識改革	2 ジェンダー平等に関する教育の徹底	2 家庭・地域・職場におけるジェンダー平等の促進	9	川西市人権教育協議会と連携し、地域における学習機会の充実を図ります。	人権推進多文化共生課	1	ジェンダー平等市民企画員講演会「おとなも学ぼう」(ジェンダー平等) (講師:吉川ヒロさん)の実施について、地域住民に案内し参加を促した。
I 人権尊重とジェンダー平等への意識改革	2 ジェンダー平等に関する教育の徹底	2 家庭・地域・職場におけるジェンダー平等の促進	10	市民活動団体などへ、ジェンダー平等に関する啓発を行います。	企画協働課(市民活動センター)	1	・市民活動センター事業の移である、「市民活動・NPO・起業サポート相談」や「地域団体相談」においては、併設センターの利点を活かして、男女共同参画社会の実現の推進を図る視点も含んだ相談対応をしている。
I 人権尊重とジェンダー平等への意識改革	2 ジェンダー平等に関する教育の徹底	2 家庭・地域・職場におけるジェンダー平等の促進	10	市民活動団体などへ、ジェンダー平等に関する啓発を行います。	人権推進多文化共生課	1	市内事業者や市民、市職員などを対象としたワーク・ライフ・バランス講演会「ワーク・ライフ・バランスを実現するための小さな一歩」(講師:湯本理絵さん)を実施した。
I 人権尊重とジェンダー平等への意識改革	2 ジェンダー平等に関する教育の徹底	2 家庭・地域・職場におけるジェンダー平等の促進	10	市民活動団体などへ、ジェンダー平等に関する啓発を行います。	地域福祉課	2	主任児童委員が受講した性的マイノリティに関する県研修の内容について、定例会において民生委員とも共有した。
I 人権尊重とジェンダー平等への意識改革	2 ジェンダー平等に関する教育の徹底	2 家庭・地域・職場におけるジェンダー平等の促進	11	事業所に対して、ジェンダー平等に関する啓発、講座などを実施します。	人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター)	1	市内事業者向けに職場研修として活用できる講座の案内をWEBサイト掲載やチラシ配布などで広く周知した。(講座例:「セクハラ」「ババハラ」「LGBT」など)
I 人権尊重とジェンダー平等への意識改革	2 ジェンダー平等に関する教育の徹底	2 家庭・地域・職場におけるジェンダー平等の促進	11	事業所に対して、ジェンダー平等に関する啓発、講座などを実施します。	産業振興課	1	男女ともに育見、介護と仕事の両立の促進のため、労政ニュース2月号にて「育見・介護休業法改正ポイント」について掲載し、市内事業所に周知することで啓発を行った。
I 人権尊重とジェンダー平等への意識改革	2 ジェンダー平等に関する教育の徹底	2 家庭・地域・職場におけるジェンダー平等の促進	12	図書館や施設の図書コーナーのジェンダー平等に関する蔵書を充実し、男女共同参画週間などの機会に、それらの本の展示などを行います。	人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター)	1	「男女共同参画週間」「国際女性デー」に合わせ関連する図書を表示した。 男女共同参画週間以外でも、センター主催講座に合わせ関連図書を配架した。
I 人権尊重とジェンダー平等への意識改革	2 ジェンダー平等に関する教育の徹底	2 家庭・地域・職場におけるジェンダー平等の促進	12	図書館や施設の図書コーナーのジェンダー平等に関する蔵書を充実し、男女共同参画週間などの機会に、それらの本の展示などを行います。	中央図書館	2	ジェンダー平等に関する蔵書を継続的に購入した。
I 人権尊重とジェンダー平等への意識改革	2 ジェンダー平等に関する教育の徹底	2 家庭・地域・職場におけるジェンダー平等の促進	12	図書館や施設の図書コーナーのジェンダー平等に関する蔵書を充実し、男女共同参画週間などの機会に、それらの本の展示などを行います。	公民館	3a	限られた予算の中で、関連書籍の購入や書籍展示はR7年度は実施できてなかった。 R7年度以降は、できるだけ関連書籍の購入を考慮し、男女共同参画週間等の機会に書籍を展示していく。
I 人権尊重とジェンダー平等への意識改革	2 ジェンダー平等に関する教育の徹底	2 家庭・地域・職場におけるジェンダー平等の促進	13	LGBTQに関する啓発・学習を実施します。	人権推進多文化共生課	1	ジェンダー平等市民企画員講演会「おとなも学ぼう」(ジェンダー平等) (講師:吉川ヒロさん)を実施した。
I 人権尊重とジェンダー平等への意識改革	2 ジェンダー平等に関する教育の徹底	2 家庭・地域・職場におけるジェンダー平等の促進	13	LGBTQに関する啓発・学習を実施します。	人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター)	1	セクマイ相談員(総合センター)による啓発講座 「LGBTQ+と自由な生き方の選択」(講師:おもりみち子さん)を実施し、受講者同士の交流を図った。関連図書やイベントチラシ等の紹介、「川西市パートナーシップ宣誓制度」の周知につとめた。

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン 具体的施策 進捗状況調査

- 1 プランの趣旨にそった事業展開ができた
- 2 プランの趣旨にそった事業展開がある程度できた
- 3a プランの趣旨にそった事業展開ができてなかったが、次年度以降は実現可能
- 3b プランの趣旨にそった事業展開ができてなかった。今後とも実現は相当困難
- 4 その他

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン 具体的施策						令和8年3月31日現在	
基本目標	基本課題	施策の方向	No.	具体的施策	担当課	進捗自己評価	(進捗自己評価1・2) 取組内容 (進捗自己評価3a・3b・4) 事業展開ができてなかった理由
I 人権尊重とジェンダー平等への意識改革	2 ジェンダー平等に関する教育の徹底	2 家庭・地域・職場におけるジェンダー平等の促進	13	LGBTQに関する啓発・学習を実施します。	総合センター	1	人権啓発講演会として、「ありのままの自分で生きる」をテーマにLGBTQ+セクシュアルマイノリティ講演会を実施。また、毎月実施しているDVD上映会で、R7.6月にLGBTQに関するDVDを上映し、啓発に努めた。
I 人権尊重とジェンダー平等への意識改革	2 ジェンダー平等に関する教育の徹底	2 家庭・地域・職場におけるジェンダー平等の促進	14	メディアリテラシーの向上のための啓発・学習を実施します。	人権推進 多文化共生課	2	市ホームページにメディアリテラシーに関する記事を掲載し、啓発を行った。
I 人権尊重とジェンダー平等への意識改革	2 ジェンダー平等に関する教育の徹底	2 家庭・地域・職場におけるジェンダー平等の促進	14	メディアリテラシーの向上のための啓発・学習を実施します。	人権推進 多文化共生課 (男女共同参画センター)	1	講座「記者さんと学ぶ！メディア情報の読み解き方」(講師：鶴塚健さん)を開催、メディアリテラシー向上のための啓発・学習の機会とした。
II あらゆる分野での女性活躍の推進	3 政策・方針決定過程への女性の積極的参画促進	1 審議会などへの女性の登用促進	15	審議会などへの女性委員の登用方策として公募制度の拡充やウォータ(割当)制度の導入を検討するとともに、委員就任の基準を「会長あて職」から「団体の推薦する者」などにシフトします。	人権推進 多文化共生課	2	女性委員の割合が50%未滿で、令和7年度中に委員改選時期が到来する審議会等の事務局(担当課長)に、女性委員を積極的に登用するよう文書で依頼した。
II あらゆる分野での女性活躍の推進	3 政策・方針決定過程への女性の積極的参画促進	2 自治会、コミュニティ、NPOなど各種団体における女性の登用促進	16	自治会、コミュニティ、ボランティア団体、NPOなど各種団体における方針決定の場への女性の参画を促進します。	参画・協働課	2	「川西市地域分権の推進に関する条例」に基づき、コミュニティ組織における意思決定過程において、地域別、課題別、性別、世代別などの要素を加味した様々な立場の団体が参加するなど、民主的な規約に則り事業を展開した。
II あらゆる分野での女性活躍の推進	3 政策・方針決定過程への女性の積極的参画促進	2 自治会、コミュニティ、NPOなど各種団体における女性の登用促進	16	自治会、コミュニティ、ボランティア団体、NPOなど各種団体における方針決定の場への女性の参画を促進します。	人権推進 多文化共生課 (男女共同参画センター)	1	「地縁組織」(自治会・コミュニティなど)や「志縁組織」(ボランティア団体・NPO法人など)の意思決定の場への女性の参画を促している。 「利用登録説明会&交流の場」や「フェスタについて話しあう会」など大勢が集まる場の他、平素からあらゆる機会を捉え、方針決定の場への女性の参画のサポートをしている。 併設の市民活動センターの基幹事業の「市民活動・NPO・起業サポート相談」においては、ボランティア団体やNPO法人などからの相談も多く、その際には併設館の利点を活かして、ジェンダー平等社会の実現の推進を図る視点も含んで、政策や方針決定過程への女性の積極的な参画をサポートしている。
II あらゆる分野での女性活躍の推進	3 政策・方針決定過程への女性の積極的参画促進	3 事業所における女性の管理職などへの登用の促進	17	女性の管理職の登用促進のため、事業所に向けた啓発、講座などを実施します。	人権推進 多文化共生課 (男女共同参画センター)	2	市内事業者向けに職場研修として活用できる講座の案内、募集をWEBサイト掲載やチラシ配布などで広く周知した。
II あらゆる分野での女性活躍の推進	3 政策・方針決定過程への女性の積極的参画促進	3 事業所における女性の管理職などへの登用の促進	17	女性の管理職の登用促進のため、事業所に向けた啓発、講座などを実施します。	人権推進 多文化共生課	2	市ホームページに「基本目標II あらゆる分野での女性活躍の推進 (川西市女性活躍推進計画)」を含むジェンダー平等推進プランを掲載し、啓発を行った。

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン 具体的施策 進捗状況調査

- 1 プランの趣旨にそった事業展開ができた
- 2 プランの趣旨にそった事業展開がある程度できた
- 3a プランの趣旨にそった事業展開ができてなかったが、次年度以降は実現可能
- 3b プランの趣旨にそった事業展開ができてなかった。今後とも実現は相当困難
- 4 その他

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン 具体的施策					令和8年3月31日現在	
基本 目標	基本 課題	施策 の方向	No.	具体的施策	担当課	進捗 自己評価 (進捗自己評価1・2) 取組内容 (進捗自己評価3a・3b・4) 事業展開ができてなかった理由
Ⅱ あらゆる分野での女性活躍 の推進	3 政策・方針決定過程への女 性の積極的参画促進	3 事業所における女性の管理 職などへの登用の促進	17	女性の管理職の登用促進のため、事業所に向けた啓発、講座など を実施します。	産業振興課	3a 企業人権連絡会議講演会のテーマを選定する際、市から幹事に対して本項目に関連したテーマを提案し、ニーズがある場合、講演会の検討を行う。また、国・県からの通知があった場合、市ホームページなどにて啓発を行う。
Ⅱ あらゆる分野での女性活躍 の推進	3 政策・方針決定過程への女 性の積極的参画促進	4 市女性職員・教員の職域拡 大と管理職などへの登用推進	18	働きやすい職場づくりを進め、市女性職員の活躍を推進し、女性の 管理職への登用を積極的に進めます。	職員課	1 令和7年度末の人事異動においても、女性職員の能力の 正当な評価を通じて登用を行った。
Ⅱ あらゆる分野での女性活躍 の推進	3 政策・方針決定過程への女 性の積極的参画促進	4 市女性職員・教員の職域拡 大と管理職などへの登用推進	19	校長、教頭、指導主事など教員の管理職などへの女性の登用を積 極的に図ります。	教育保育職員課	2 管理職選考において、女性教員へ積極的な受験を呼び掛 けた。
Ⅱ あらゆる分野での女性活躍 の推進	3 政策・方針決定過程への女 性の積極的参画促進	4 市女性職員・教員の職域拡 大と管理職などへの登用推進	20	市女性職員の活躍推進に向け、研修関係機関などにて開催される研 修への参加を支援します。	職員課	1 市内向けに研修機関などで開催されている研修の案内を 行った。また、課長級、課長補佐級職員を対象に、変化の時 代に必要なキャリア形成の考え方を習得し、様々な変化を 成長につなげることを学ぶ「キャリアマネジメント研修」を実 施した。
Ⅱ あらゆる分野での女性活躍 の推進	4 ワーク・ライフ・バランスの推 進	1 一人ひとりの働き方の見直し の促進	21	ジェンダー平等推進だよりや男女共同参画センター情報紙、チラシ の設置などにより、ワーク・ライフ・バランスの必要性・実践方法や、 育児・介護休業法の趣旨・内容などを周知します。	人権推進 多文化共生課	2 市内事業者や市民、市職員などを対象としたワーク・ライ フ・バランス講演会「ワーク・ライフ・バランスを実現するた めの小さな一歩」を実施した。また、ホームページにて「育児・ 介護休業法」の趣旨と改正について周知した。
Ⅱ あらゆる分野での女性活躍 の推進	4 ワーク・ライフ・バランスの推 進	1 一人ひとりの働き方の見直し の促進	21	ジェンダー平等推進だよりや男女共同参画センター情報紙、チラシ の設置などにより、ワーク・ライフ・バランスの必要性・実践方法や、 育児・介護休業法の趣旨・内容などを周知します。	人権推進 多文化共生課 (男女共同参画センター)	1 連続講座「自分らしい働き方を見つけるセミナー2025」 (産業振興課と共催)の「ライフシフト!自分らしく生きる・働 く」(講師:瀧井智美さん)、「働き方が変わる!制度理解の 第一歩」(講師:高見香織さん)や「暮らしと働き方のちょ うどいいバランス」(県立男女共同参画センターと共催/ 講師:塚田香織さん)を実施し、ワーク・ライフ・バランスへの 理解を促進した。
Ⅱ あらゆる分野での女性活躍 の推進	4 ワーク・ライフ・バランスの推 進	2 事業所に対する啓発の推進	22	かわにし労政ニュースや市ホームページ、チラシの設置などにより、 ワーク・ライフ・バランスの必要性・実践方法や、育児・介護休業法の 趣旨・内容などを周知します。	産業振興課	1 育児・介護と仕事の両立に向けた柔軟な働き方の促進の ため、WEB版労政ニュース2月号にて「育児・介護休業法 改正ポイント」について掲載し、市内事業所に周知するこ とで啓発を行った。
Ⅱ あらゆる分野での女性活躍 の推進	4 ワーク・ライフ・バランスの推 進	2 事業所に対する啓発の推進	23	国や県が実施しているワーク・ライフ・バランスに係る企業認定制 度・表彰制度などをPRします。	人権推進 多文化共生課	1 市ホームページやチラシで企業認定制度・表彰制度など のPRを行った。
Ⅱ あらゆる分野での女性活躍 の推進	4 ワーク・ライフ・バランスの推 進	2 事業所に対する啓発の推進	23	国や県が実施しているワーク・ライフ・バランスに係る企業認定制 度・表彰制度などをPRします。	産業振興課	1 市ホームページ「多様な働き方を推進する市内事業所」、 WEB版労政ニュース、川西市企業人権連絡会議講演会 のチラシの3媒体にて、国・県の表彰、認定制度等をPRし ている。
Ⅱ あらゆる分野での女性活躍 の推進	4 ワーク・ライフ・バランスの推 進	2 事業所に対する啓発の推進	24	ワーク・ライフ・バランスの推進などジェンダー平等、男女共同参画に 積極的に取り組む事業所を表彰し、その活動内容を広報します。	人権推進 多文化共生課	3a 表彰制度を創設し、公募したが、応募がなかった。

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン 具体的施策 進捗状況調査

- 1 プランの趣旨にそった事業展開ができた
- 2 プランの趣旨にそった事業展開がある程度できた
- 3a プランの趣旨にそった事業展開ができてなかったが、次年度以降は実現可能
- 3b プランの趣旨にそった事業展開ができてなかった。今後とも実現は相当困難
- 4 その他

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン 具体的施策						令和8年3月31日現在		
基本 目標	基本 課題	施策 の方向	No.	具体的施策	担当課	進捗 自己評価	(進捗自己評価1・2) 取組内容 (進捗自己評価3a・3b・4) 事業展開ができてなかった理由	
Ⅱ あらゆる分野での女性の活躍 の推進	4 ワーク・ライフ・バランスの推進	3 子育て・介護支援体制の整備	25	子育て中の男女が講座受講などさまざまな活動に参加できるよう保育体制の整備に努めます。	人権推進 multicultural 共生課	2	ジェンダー平等、男女共同参画に関する講座や人権に関する講座、研修などを実施する場合には、一時保育を行い、子育て中の父母が参加できるように努めた。	
Ⅱ あらゆる分野での女性の活躍 の推進	4 ワーク・ライフ・バランスの推進	3 子育て・介護支援体制の整備	25	子育て中の男女が講座受講などさまざまな活動に参加できるよう保育体制の整備に努めます。	人権推進 multicultural 共生課 (男女共同参画センター)	1	センター主催の講座や交流会には、条件が整う限り、一時保育をつけて実施している。 「保育つきゆったりタイム」では、子育て中の保護者が一時保育を利用して自分を取り戻す時間を持ち、同館2階の川西ごと・サポートセンターで情報収集するなど、職業能力開発や就業支援を促す事業を継続している。	
Ⅱ あらゆる分野での女性の活躍 の推進	4 ワーク・ライフ・バランスの推進	3 子育て・介護支援体制の整備	25	子育て中の男女が講座受講などさまざまな活動に参加できるよう保育体制の整備に努めます。	地域福祉課	1	ボランティア活動センターでは、市や市民活動センターなどが主催する講座において、保育ボランティアの派遣を行い、子育て中の男女が講座に参加しやすい環境づくりに取り組んだ。	
Ⅱ あらゆる分野での女性の活躍 の推進	4 ワーク・ライフ・バランスの推進	3 子育て・介護支援体制の整備	25	子育て中の男女が講座受講などさまざまな活動に参加できるよう保育体制の整備に努めます。	こども若者相談センター	1	各種子育て講座は、主に子どもと一緒に参加できるものを開催した。また、保護者を対象とした講座の場合は保育ボランティアの協力の元、一時保育を行う等、子育て中の保護者が参加しやすいように配慮した。	
Ⅱ あらゆる分野での女性の活躍 の推進	4 ワーク・ライフ・バランスの推進	3 子育て・介護支援体制の整備	26	保育ボランティアを養成し、保育ボランティアグループへの支援を行います。	地域福祉課	1	ボランティア活動センターから赤い羽根共同募金を財源に活動助成金による支援を行うとともに、県民ボランティア活動助成等その他助成金の情報提供を行った。また、ボランティア活動希望者に対して、保育ボランティアの活動を紹介し、人材確保に努めた。	
Ⅱ あらゆる分野での女性の活躍 の推進	4 ワーク・ライフ・バランスの推進	3 子育て・介護支援体制の整備	27	幼稚園、保育所、認定こども園、学校、総合センターを子育て中の親子に開放するなど、施設の有効利用を図り、子育て支援を行います。	総合センター	1	幼児とその保護者を対象に遊び場開放を実施し、子育て支援を行っている。	
Ⅱ あらゆる分野での女性の活躍 の推進	4 ワーク・ライフ・バランスの推進	3 子育て・介護支援体制の整備	27	幼稚園、保育所、認定こども園、学校、総合センターを子育て中の親子に開放するなど、施設の有効利用を図り、子育て支援を行います。	教育保育課	2	公立園所、認可園で園庭開放事業や地域子育て支援事業を実施し、その中で子育て相談を行ったり、子育て情報発信をしたり、地域の子育て支援を行っている。	
Ⅱ あらゆる分野での女性の活躍 の推進	4 ワーク・ライフ・バランスの推進	3 子育て・介護支援体制の整備	28	子育てサークルのネットワーク化を図り、子育てに関する情報や活動場所を提供します。	こども若者相談センター	1	子育てサークルの活動や交流支援を推進するために、子育て登録グループの交流会を開催し、活動を支援した。	
Ⅱ あらゆる分野での女性の活躍 の推進	4 ワーク・ライフ・バランスの推進	3 子育て・介護支援体制の整備	29	市内の施設に設置している「プレイルーム」に、子育て支援相談員を配置し、子育て相談などを実施します。	こども若者相談センター	1	3か所のプレイルーム(常設・出張)に子育て支援相談員を配置・派遣し、子育て支援講座等の交流の場を提供しながら、子育てに関する相談支援や情報提供等を行った。	
Ⅱ あらゆる分野での女性の活躍 の推進	4 ワーク・ライフ・バランスの推進	3 子育て・介護支援体制の整備	30	留守家庭児童育成クラブの内容を充実します。	入園所相談課	2	待機児童対策として、久代・川西・川西北・明峰・多田・多田東・緑台・陽明・牧の台・北陵小学校内育成クラブにおいて、夏季休業期間中のみの開所を実施し、久代・桜が丘小学校において、新たに放課後キッズプレイズを試行実施した。	

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン 具体的施策 進捗状況調査

- 1 プランの趣旨にそった事業展開ができた
- 2 プランの趣旨にそった事業展開がある程度できた
- 3a プランの趣旨にそった事業展開ができてなかったが、次年度以降は実現可能
- 3b プランの趣旨にそった事業展開ができてなかった。今後も実現は相当困難
- 4 その他

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン 具体的施策					令和8年3月31日現在	
基本 目標	基本 課題	施策 の方向	No.	具体的施策	担当課	進捗 自己評価 (進捗自己評価1・2) 取組内容 (進捗自己評価3a・3b・4) 事業展開ができてなかった理由
Ⅱ あらゆる分野での女性の活躍 の推進	4 ワーク・ライフ・バランスの推 進	3 子育て・介護支援体制の整 備	31	子育て世帯を地域で支え合うファミリーサポーターを充実しま す。	こども政策課	1 子育て中の保護者の負担軽減のため郵送で申込みを受 け付けするなど、会員増加に向けた取組みを積極的に行い 事業の充実を図った。
Ⅱ あらゆる分野での女性の活躍 の推進	4 ワーク・ライフ・バランスの推 進	3 子育て・介護支援体制の整 備	32	産休明け保育を実施するとともに、3歳未満児の受け入れ人数の弾 力的な運用を図り、拡大するほか、市立認定こども園などで午後8 時までの延長保育を実施し、民間保育所などで休日保育、病児・病 後児保育を実施します。	教育保育課	2 産休明け保育を実施し、生後57日目からの児童の受け入 れ、市立認定こども園や認可園数カ所での午後8時までの 延長保育、民間保育園所こども園などで休日保育、病児・ 病後児保育をいずれも実施している。
Ⅱ あらゆる分野での女性の活躍 の推進	4 ワーク・ライフ・バランスの推 進	3 子育て・介護支援体制の整 備	32	産休明け保育を実施するとともに、3歳未満児の受け入れ人数の弾 力的な運用を図り、拡大するほか、市立認定こども園などで午後8 時までの延長保育を実施し、民間保育所などで休日保育、病児、病 後児保育を実施します。	入園所相談課	1 市内認可保育施設のうち半数以上の施設で産休明け保 育を実施しているほか、それぞれの保護者の意向に寄り 添った、丁寧な利用調整を行うことで、令和7年4月の国基 準の待機児童は0人を継続している。また、希望される児童 に対して午後8時までの延長保育や、休日保育、病児・病 後児保育を実施している。
Ⅱ あらゆる分野での女性の活躍 の推進	4 ワーク・ライフ・バランスの推 進	3 子育て・介護支援体制の整 備	33	川西市地域保育園をはじめ、市内の認可外保育施設が地域型保 育事業や認可保育所などへ移行する際に必要な支援を行っています。	入園所相談課	1 認可基準のもと運営して貰うため、適正な指導を行ってい る。
Ⅱ あらゆる分野での女性の活躍 の推進	4 ワーク・ライフ・バランスの推 進	3 子育て・介護支援体制の整 備	34	介護の負担が特に女性に集中することがないよう、意識啓発を図 ります。また、男女を問わず、介護関係講座に積極的に参加してい ただけるよう呼びかけます。	人権推進 多文化共生課 (男女共同参画センター)	1 ジェンダー平等の視点で介護について考える講座「日々の 介護の合間にボツとひと息」(講師：津止正敏さん)を開催 し、意識啓発をはかった。
Ⅱ あらゆる分野での女性の活躍 の推進	4 ワーク・ライフ・バランスの推 進	3 子育て・介護支援体制の整 備	34	介護の負担が特に女性に集中することがないよう、意識啓発を図 ります。また、男女を問わず、介護関係講座に積極的に参加してい ただけるよう呼びかけます。	介護保険課	2 家庭内での介護の抱え込みを避けるよう、出前講座等も活 用しながら、効果的な介護保険サービスの利用を呼び掛け ている。
Ⅱ あらゆる分野での女性の活躍 の推進	4 ワーク・ライフ・バランスの推 進	3 子育て・介護支援体制の整 備	35	「高齢者保健福祉計画」及び「介護保険事業計画」の見直しにあ たっては、介護負担が女性に偏っていることを是正するための対応 策などを盛り込むよう努めます。	介護保険課	2 「介護保険事業計画」については、女性に限定されない が、家庭内での介護の抱え込みを軽減するため「家族介 護者支援の充実」を引き続き盛り込んだ。また、今期の計 画策定に先立実施したアンケート調査の結果も踏まえ、 家族介護者の負担軽減と就労継続を支援するため「介護 離職の防止」を明記した。
Ⅱ あらゆる分野での女性の活躍 の推進	4 ワーク・ライフ・バランスの推 進	4 男性の家事・育児などへの 参画促進	36	ジェンダー平等推進だよりや男女共同参画センター情報紙、チラシ の設置などにより、男性の家事・育児への参画の必要性などを周知 します。	人権推進 多文化共生課	2 市内事業者や市民、市職員などを対象としたワーク・ライ フ・バランス講演会「ワーク・ライフ・バランスを実現するた めの小さな一歩」(講師：湯本理絵さん)を実施した。また、 ホームページで「育児・介護休業法」の趣旨と改正につい て周知した。
Ⅱ あらゆる分野での女性の活躍 の推進	4 ワーク・ライフ・バランスの推 進	4 男性の家事・育児などへの 参画促進	36	ジェンダー平等推進だよりや男女共同参画センター情報紙、チラシ の設置などにより、男性の家事・育児への参画の必要性などを周知 します。	人権推進 多文化共生課 (男女共同参画センター)	1 講座「育児取って、どうして？先輩パパ&ママの体験談」 (ファシリテーター：蔵原亜紀さん、登壇者：川西市職員)の 開催や兵庫県「家事シェアシート」の設置、チラシ配架な ど、男性の家事・育児への参画促進を図った。
Ⅱ あらゆる分野での女性の活躍 の推進	4 ワーク・ライフ・バランスの推 進	4 男性の家事・育児などへの 参画促進	37	男性の家事・育児への参画を促進する講座を開催します。	人権推進 多文化共生課 (男女共同参画センター)	1 男性の家事・育児への参画を促進する講座「育児取って、 どうして？先輩パパ&ママの体験談」(ファシリテーター： 蔵原亜紀さん、登壇者：川西市職員)を開催した。

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン 具体的施策 進捗状況調査

- 1 プランの趣旨にそった事業展開ができた
- 2 プランの趣旨にそった事業展開がある程度できた
- 3a プランの趣旨にそった事業展開ができてなかったが、次年度以降は実現可能
- 3b プランの趣旨にそった事業展開ができてなかった。今後とも実現は相当困難
- 4 その他

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン具体的施策						令和8年3月31日現在	
基本 目標	基本 課題	施策 の方向	No.	具体的施策	担当課	進捗 自己評価	(進捗自己評価1・2) 取組内容 (進捗自己評価3a・3b・4) 事業展開ができてなかった理由
Ⅱ あらゆる分野での女性活躍 の推進	4 ワーク・ライフ・バランスの推 進	5 市職員ワーク・ライフ・ balan スの率先行動の推進	38	ワーク・ライフ・バランスの必要性やその実践方法などに関する職員 研修を実施します。	人権推進 多文化共生課	1	市職員、市内事業者、市民などを対象としたワーク・ライフ・ バランス講演会「ワーク・ライフ・バランスを実現するための 小さな一歩」(講師：湯本理絵さん)を職員課と共催で実 施した。
Ⅱ あらゆる分野での女性活躍 の推進	4 ワーク・ライフ・バランスの推 進	5 市職員ワーク・ライフ・ balan スの率先行動の推進	38	ワーク・ライフ・バランスの必要性やその実践方法などに関する職員 研修を実施します。	職員課	1	採用3年目～7年目職員のうち希望者に対して、ワーク・ラ イフ・バランスを内容に組み込んだ「キャリアデザイン研修」 を実施した。また、年度末に、全職員を対象に講演会を実 施した。
Ⅱ あらゆる分野での女性活躍 の推進	4 ワーク・ライフ・バランスの推 進	5 市職員ワーク・ライフ・ balan スの率先行動の推進	39	超過勤務の縮減、育児・介護休業を取得しやすい職場づくり、柔軟 な働き方の推進など、ワーク・ライフ・バランスを推進するための環境 整備に努めます。	人権推進 多文化共生課	1	ワーク・ライフ・バランス推進部会を開催し、育児・介護休業 を取得しやすい職場環境づくりに取り組んだ。
Ⅱ あらゆる分野での女性活躍 の推進	4 ワーク・ライフ・バランスの推 進	5 市職員ワーク・ライフ・ balan スの率先行動の推進	39	超過勤務の縮減、育児・介護休業を取得しやすい職場づくり、柔軟 な働き方の推進など、ワーク・ライフ・バランスを推進するための環境 整備に努めます。	職員課	1	例外的な場合を除き、時間外勤務を原則として行わないよ う庁内で徹底したこと、時間外勤務が縮減された。育児 関連制度の更新など、ワーク・ライフ・バランスを推進するた めの環境整備に努めた。
Ⅱ あらゆる分野での女性活躍 の推進	4 ワーク・ライフ・バランスの推 進	5 市職員ワーク・ライフ・ balan スの率先行動の推進	40	会計年度任用職員についても、それぞれの休暇制度等の勤務条件 を見直し、仕事と家庭の両立が図れるよう環境を整備します。	職員課	1	私療休暇の一部有給化や、子の看護休暇の取得要件の 緩和など、令和7年度施行に向け制度を改正するとともに、 周知を図った。
Ⅱ あらゆる分野での女性活躍 の推進	5 女性のエンパワメントの推 進	1 働く場における男女の均等な 機会と待遇改善への取組みの 推進	41	男女雇用機会均等法、労働基準法、パートタイム労働法など労働関 係法令の趣旨・内容を周知します。	人権推進 多文化共生課	2	ホームページで「育児・介護休業法」の趣旨と改正につい て周知した。
Ⅱ あらゆる分野での女性活躍 の推進	5 女性のエンパワメントの推 進	1 働く場における男女の均等な 機会と待遇改善への取組みの 推進	41	男女雇用機会均等法、労働基準法、パートタイム労働法など労働関 係法令の趣旨・内容を周知します。	人権推進 多文化共生課 (男女共同参画センター)	1	連続講座「自分らしい働き方を見つけるセミナー2025」 (産業振興課と共催)の第1回「ライフシフト!自分らしく生き る・働く」(講師：瀧井智美さん)、第4回「働き方が変わる! 制度理解の第一歩」(講師：高見香織さん)を開催し、働き 方にもつづける法律情報、労働関係法等を周知した。 「暮らしと働き方のよいバランス」(県立男女共同 参画センターと共催/講師：塚田香織さん)で両立支援の 法律や制度を周知した。
Ⅱ あらゆる分野での女性活躍 の推進	5 女性のエンパワメントの推 進	1 働く場における男女の均等な 機会と待遇改善への取組みの 推進	41	男女雇用機会均等法、労働基準法、パートタイム労働法など労働関 係法令の趣旨・内容を周知します。	産業振興課	1	WEB版労政ニュース8月号にて「育児時短給付金・ 出生後休業支援給付金の創設」を、2月号にて「育児・介 護休業法 改正ポイント」について掲載し、商工会報誌に同 封することで、市内事業主・従業員に周知した。
Ⅱ あらゆる分野での女性活躍 の推進	5 女性のエンパワメントの推 進	1 働く場における男女の均等な 機会と待遇改善への取組みの 推進	42	市職員の募集・採用は、ジェンダー平等の観点から実施します。な お、技術職、消防職、保育職など男女比率に一定の傾向がある職種 についても応募者増に努めます。	職員課	1	職場に関わらず、男女ともに均等な受検機会を作るため、 各学校等へ募集内容を周知するとともに、採用に関しても 男女の別なく能力の実証に基づいた公正な選考を実施し ている。
Ⅱ あらゆる分野での女性活躍 の推進	5 女性のエンパワメントの推 進	1 働く場における男女の均等な 機会と待遇改善への取組みの 推進	42	市職員の募集・採用は、ジェンダー平等の観点から実施します。な お、技術職、消防職、保育職など男女比率に一定の傾向がある職種 についても応募者増に努めます。	教育 保育職員課	2	教育委員会における出産・育児休業に関する相談窓口とし て、相談対応を行い、復帰時の勤務を調整するなどし、雇 用継続の実現に至っている。また、子育て中の女性でも勤 務しやすいよう、短時間勤務での任用も行った。

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン 具体的施策 進捗状況調査

- 1 プランの趣旨にそった事業展開ができた
- 2 プランの趣旨にそった事業展開がある程度できた
- 3a プランの趣旨にそった事業展開ができてなかったが、次年度以降は実現可能
- 3b プランの趣旨にそった事業展開ができてなかった。今後実現は相対困難
- 4 その他

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン 具体的施策						令和8年3月31日現在	
基本目標	基本課題	施策の方向	No.	具体的施策	担当課	進捗自己評価	(進捗自己評価1・2) 取組内容 (進捗自己評価3a・3b・4) 事業展開ができてなかった理由
II あらゆる分野での女性の活躍の推進	5 女性のエンパワーメントの推進	I 働く場における男女の均等な機会と待遇改善への取組みの推進	42	市職員の募集・採用は、ジェンダー平等の観点から実施します。なお、技術職、消防職、保育職など男女比率に一定の傾向がある職種についても応募者増に努めます。	消防本部総務課	2	令和5年度の久代出張所増築改修に併せ、女性仮眠室を新たに設置した。これにより全ての消防庁舎に女性仮眠室が設置されたことになり、女性職員が全ての消防庁舎で勤務可能となった。 また、採用試験の受験資格においても、男女均等な受験機会となる内容になっている。 ※令和7年度には、久代出張所にも女性職員が配属されている。
II あらゆる分野での女性の活躍の推進	5 女性のエンパワーメントの推進	I 働く場における男女の均等な機会と待遇改善への取組みの推進	43	性別に関わらず、職員の職域・職務の拡大を図り、計画的な人材育成に努めます。	職員課	2	令和7年度末の人事異動においても、男女の別なく職員個人の能力を最大限に発揮できるよう、ジョブローテーションを通じて適材適所の人事配置を行った。
II あらゆる分野での女性の活躍の推進	5 女性のエンパワーメントの推進	2 女性の職業能力の開発と就業促進	44	再就職・起業支援講座の開催や、キャリア・カウンティングの実施、「女性チャレンジひろば」の開設などにより、女性の職業能力を高めまます。	人権推進 多文化共生課 (男女共同参画センター)	1	「自分らしい働き方を見つけるセミナー2025」(産業振興課と共催)の第1回「ライフソフト!自分らしく生きる・働く」第3回「職場でのアサーティブなコミュニケーション」(講師:瀬井智美さん)他、全4回の再就職支援講座を開催した。 「女性のためのチャレンジ相談」(第4火曜日午後:3コマ)や「暮らしと働き方の方のよいバランス」(県立男女共同参画センターと共催/講師:塚田香織さん)で女性の職業能力を高めた。 月4回キャリアカウンティングを実施、相談者の66%が女性であり、女性の就労支援、職業能力の向上に寄与できた。 男女共同参画センターと共催で全4回からなる「自分らしい働き方を見つけるセミナー」を実施。合計定員80名に対し、77名の参加となった。また、HWWガゼットコーナーと共催で2回実施、合計定員40名に対し、34名の参加となった。
II あらゆる分野での女性の活躍の推進	5 女性のエンパワーメントの推進	2 女性の職業能力の開発と就業促進	44	再就職・起業支援講座の開催や、キャリア・カウンティングの実施、「女性チャレンジひろば」の開設などにより、女性の職業能力を高めまます。	産業振興課	1	市主催の全7回の川西女性起業塾ベータセッションを開催し、川西しごと・サポートセンターで、就労に関する相談や職業紹介等を行った。新規求職者のうち女性の割合は、3月31日時点で63.4%となった。 2026年2月19日に、若者キャリアサポート川西・ハローワーク伊丹・川西市の一体的実施事業として、合同就職面接会in川西を実施した。
II あらゆる分野での女性の活躍の推進	5 女性のエンパワーメントの推進	2 女性の職業能力の開発と就業促進	45	川西しごと・サポートセンターにおける女性の就業促進をはじめ、就職支援セミナーや合同就職面接会を開催します。	産業振興課	1	市主催の全7回の川西女性起業塾ベータセッションを開催し、川西しごと・サポートセンターで、就労に関する相談や職業紹介等を行った。新規求職者のうち女性の割合は、3月31日時点で63.4%となった。 2026年2月19日に、若者キャリアサポート川西・ハローワーク伊丹・川西市の一体的実施事業として、合同就職面接会in川西を実施した。
II あらゆる分野での女性の活躍の推進	5 女性のエンパワーメントの推進	2 女性の職業能力の開発と就業促進	46	各種給付金制度の活用などにより、ひとり親家庭の母に対する就労支援を行います。	こども支援課	1	ひとり親家庭の自立を目的とした、「自立支援教育訓練給付金」「高等職業訓練促進給付金」を支給し就労支援を行った。(H25年度より父子家庭も対象とした。)
II あらゆる分野での女性の活躍の推進	5 女性のエンパワーメントの推進	2 女性の職業能力の開発と就業促進	47	起業に関する相談機関の紹介や、起業家への融資あっせん制度を周知します。	産業振興課	1	相談者に対して、市主催の川西女性起業塾や商工会実施の起業支援セミナーや相談機関の案内を行った。また、県中小企業融資制度の開業資金をはじめ単体施策等の紹介を行った。
II あらゆる分野での女性の活躍の推進	5 女性のエンパワーメントの推進	3 あらゆる労働現場での男女の平等に対応できる相談体制の充実	48	賃金・解雇・労働災害・雇用保険などに関する「法律相談」や「労働相談」を実施します。	生活安全課	1	原則毎週水曜日と第2・4火曜日に弁護士による法律相談を実施し、第2・4火曜日に司法書士による法律相談を実施した。

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン 具体的施策 進捗状況調査

- 1 プランの趣旨にそった事業展開ができた
- 2 プランの趣旨にそった事業展開がある程度できた
- 3a プランの趣旨にそった事業展開ができてなかったが、次年度以降は実現可能
- 3b プランの趣旨にそった事業展開ができてなかった。今後とも実現は相当困難
- 4 その他

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン具体的施策										令和8年3月31日現在	
基本 目標	基本 課題	施策 の方向	No.	具体的施策	担当課	進捗 自己評価	(進捗自己評価1・2)取組内容 (進捗自己評価3a・3b・4) 事業展開ができてなかった理由				
Ⅱ あらゆる分野での女性活躍 の推進	5 女性のエンパワーメントの推進	3 あらゆる労働現場での男女 不平等に対応できる相談体制 の充実	48	賃金・解雇・労働災害・雇用保険などに関する「法律相談」や「労働 相談」を実施します。	産業振興課	1	賃金・解雇・労働災害・雇用保険などについて相談できる 労働相談を月2回実施した。				
	Ⅱ あらゆる分野での女性活躍 の推進	5 女性のエンパワーメントの推進	49	国や県などの関係機関と連携し、雇用や労働に関する情報提供を 行います。	産業振興課	1	就労・労働に関する「課題解決」が主軸の、関係部署横断 的な冊子「しごと困りごとハンドブック」を作成し、関係機関 や公共施設に配架した。また、HPにおいて、国・県・その他 団体などからののお知らせに、雇用や労働に関する情報提供 を行った。				
Ⅲ 誰もが生き生きと安心して 暮らせる環境づくり	6 一人ひとりに応じた健康づく り困難を抱えた人々への支援	1 リプロダクティブ・ヘルス/ライ ツ(性と生殖に関する健康と権 利)についての正しい知識の普 及促進	50	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)に ついての正しい知識を普及します。	人権推進 多文化共生課	2	市ホームページに「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の現 状と課題や用語解説などを記載した第4次ジェンダー平等 推進プランを掲載している。				
	Ⅲ 誰もが生き生きと安心して 暮らせる環境づくり	6 一人ひとりに応じた健康づく り困難を抱えた人々への支援	50	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)に ついての正しい知識を普及します。	人権推進 多文化共生課 (男女共同参画センター)	1	性と生殖に関する健康と権利について体験して学ぶ講座 の一環で、講座「自律神経を整えるやさしいヨガ」(講師： 岡真由美さん)を開催。それに合わせ、女性の心身の健康 に関する図書を展示し啓発を図った。 「働き方が変わる」制度理解の第一歩」(産業振興課と共 催)で産休・育休についての知識を提供した。 生活困窮者に対する生理用品の配布(県事業)について、 トイレや相談室などに無料配布カードを設置し配布した。				
Ⅲ 誰もが生き生きと安心して 暮らせる環境づくり	6 一人ひとりに応じた健康づく り困難を抱えた人々への支援	1 リプロダクティブ・ヘルス/ライ ツ(性と生殖に関する健康と権 利)についての正しい知識の普 及促進	50	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)に ついての正しい知識を普及します。	保健センター・予防歯科セ ンター	2	・両親学級 13回 延べ参加組数 145 組 (290人) (男性 145人・女性 145人)				
	Ⅲ 誰もが生き生きと安心して 暮らせる環境づくり	6 一人ひとりに応じた健康づく り困難を抱えた人々への支援	51	幼稚園、保育所、認定こども園、小・中学校、特別支援学校における 性教育の充実を図ります。	教育保育課	1	性教育については、体育、保健体育、道徳、特活など学校 教育全体で取り組むことが必要であり、主に小学校では体 や心の発達について、中学校では心身の機能の発達と心 の健康について指導している。 幼稚園、保育所、認定こども園においては、必要に応じてプ ライベートゾーンについての保健指導を行っている。				
Ⅲ 誰もが生き生きと安心して 暮らせる環境づくり	6 一人ひとりに応じた健康づく り困難を抱えた人々への支援	2 安心して産み育てられる環境 の整備	52	母体保護や母子保健の観点から母性についての相談や正しい知識 の普及啓発を進めます。		1	母体保健の観点から、講座「自律神経を整えるやさしいヨ ガ」(講師：岡真由美さん)、「働き方が変わる」制度理解の 第一歩」(産業振興課と共催)、「育休取ってどうした？先 輩さん」(ママの体験談「ファミリーーター」蔵原亜紀さん、 登壇者：川西市職員)で産休・育休についての知識を提供 した。 生活困窮者に対する生理用品の配布(県事業)について、 トイレや相談室などに無料配布カードを設置し配布した。				
	Ⅲ 誰もが生き生きと安心して 暮らせる環境づくり	6 一人ひとりに応じた健康づく り困難を抱えた人々への支援	52	母体保護や母子保健の観点から母性についての相談や正しい知識 の普及啓発を進めます。	保健センター・予防歯科セ ンター	2	・両親学級 13回 延べ参加組数 145 組 (290人) (男性 145人・女性 145人)				

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン 具体的施策 進捗状況調査

- 1 プランの趣旨にそった事業展開ができた
- 2 プランの趣旨にそった事業展開がある程度できた
- 3a プランの趣旨にそった事業展開ができてなかったが、次年度以降は実現可能
- 3b プランの趣旨にそった事業展開ができてなかった。今後とも実現は相当困難
- 4 その他

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン 具体的施策						令和8年3月31日現在	
基本 目標	基本 課題	施策 の方向	No.	具体的施策	担当課	進捗 自己評価	(進捗自己評価1・2) 取組内容 (進捗自己評価3a・3b・4) 事業展開ができてなかった理由
Ⅲ 誰もが生き生きと安心して暮らせる環境づくり	6 一人ひとりに応じた健康づくりと困難を抱えた人々への支援	2 安心して産み育てられる環境の整備	53	乳幼児等医療費助成制度を実施します。	医療助成・年金課	1	0歳から中学3年生までの医療費の全額助成を所得制限なしで実施。また高校生の入院費についても、所得制限なしで全額助成を実施。
Ⅲ 誰もが生き生きと安心して暮らせる環境づくり	6 一人ひとりに応じた健康づくりと困難を抱えた人々への支援	2 安心して産み育てられる環境の整備	54	阪神北地域での小児救急の充実と情報提供システムを整備、産科診療体制の整備を行います。	保健・医療政策課	1	小児救急の輪番体制や産科診療体制の維持に努めた。
Ⅲ 誰もが生き生きと安心して暮らせる環境づくり	6 一人ひとりに応じた健康づくりと困難を抱えた人々への支援	2 安心して産み育てられる環境の整備	55	「川西市子ども・若者未来計画」を推進します。	こども政策課	1	「第2期こども・若者未来計画」(計画期間:令和7年から令和11年)に基づき、こどもから若者まで切れ目のない支援を図るため、こども・若者施策を総合的に推進した。
Ⅲ 誰もが生き生きと安心して暮らせる環境づくり	6 一人ひとりに応じた健康づくりと困難を抱えた人々への支援	2 安心して産み育てられる環境の整備	56	市営住宅の募集に際し、母子家庭などの優先枠の確保に努めます。	住宅政策課	1	令和7年度第1回、第2回市営住宅入居者募集において、母子家庭などの優先枠を設けた。
Ⅲ 誰もが生き生きと安心して暮らせる環境づくり	6 一人ひとりに応じた健康づくりと困難を抱えた人々への支援	3 生活上の困難を抱えた人々への支援	57	生活困窮者の自立に向けて、一人ひとりの生活課題を踏まえ、専門機関などとの連携により適切な支援を進めます。	地域福祉課	1	生活困窮者の自立に向け、丁寧に相談を聞き、課題を整理しながら必要に応じて関係機関と連携し、必要な支援を提案している。
Ⅲ 誰もが生き生きと安心して暮らせる環境づくり	6 一人ひとりに応じた健康づくりと困難を抱えた人々への支援	3 生活上の困難を抱えた人々への支援	58	女性が抱えるさまざまな悩みの相談に応じます。	人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター)	1	「女性のための相談」において、女性が抱えるさまざまな悩みの相談に応じた。
Ⅲ 誰もが生き生きと安心して暮らせる環境づくり	6 一人ひとりに応じた健康づくりと困難を抱えた人々への支援	3 生活上の困難を抱えた人々への支援	59	精神的な悩みなどに関する相談を充実します。	障害福祉課	1	毎月第3金曜日に医師による「心の相談」を実施するとともに、市障がい者基幹相談支援センターや地域の委託相談支援事業所に精神保健福祉士など専門的な相談員を配置し、相談を実施している。このほか、地域には県の委嘱を受けている精神障がい者相談員が配置され、身近な問題について相談を受け、適切な助言等を行っている。
Ⅲ 誰もが生き生きと安心して暮らせる環境づくり	6 一人ひとりに応じた健康づくりと困難を抱えた人々への支援	3 生活上の困難を抱えた人々への支援	60	ひとり親家庭等のさまざまな悩みなどの相談に応じ、自立に向けた就労支援等を行います。	こども支援課	1	母子・父子自立支援員による面談や相談を通じ、相談者の心理的状态も鑑みながら対応し、就業相談から就業情報の提供等、就業支援サービスや養育費相談など生活支援相談を行った。
Ⅲ 誰もが生き生きと安心して暮らせる環境づくり	6 一人ひとりに応じた健康づくりと困難を抱えた人々への支援	4 女性・男性の更年期、ストレス、自殺防止に関する情報提供	61	女性・男性の更年期、ストレス、自殺防止に関する情報を提供します。	人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター)	1	講座「自律神経を整えるやさしいヨガ」(講師:岡真由美さん)でストレスの緩和を図り、「暮らしと働き方のちょうどいいバランス」「職場でのアサーティブなコミュニケーション」で、生き生きと暮らせる環境づくりを考える講座を実施。「女性のための相談」や近隣地域の「男性のための相談」その他各種相談のチラシやパンフレット、ポスターを配架し、情報提供した。
Ⅲ 誰もが生き生きと安心して暮らせる環境づくり	6 一人ひとりに応じた健康づくりと困難を抱えた人々への支援	4 女性・男性の更年期、ストレス、自殺防止に関する情報提供	61	女性・男性の更年期、ストレス、自殺防止に関する情報を提供します。	地域福祉課	1	困難を抱えた人々への支援として、県と連携し生理用品の無料配布を行った。
Ⅲ 誰もが生き生きと安心して暮らせる環境づくり	6 一人ひとりに応じた健康づくりと困難を抱えた人々への支援	4 女性・男性の更年期、ストレス、自殺防止に関する情報提供	61	女性・男性の更年期、ストレス、自殺防止に関する情報を提供します。	地域福祉課	1	自殺防止に関しては、市民・職員対象にコミュニケーション講座を各1回実施したほか、「若年層の自殺防止」をテーマにセミナーを実施した。

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン 具体的施策 進捗状況調査

- 1 プランの趣旨にそった事業展開ができた
- 2 プランの趣旨にそった事業展開がある程度できた
- 3a プランの趣旨にそった事業展開ができてなかったが、次年度以降は実現可能
- 3b プランの趣旨にそった事業展開ができてなかった。今後も実現は相当困難
- 4 その他

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン具体的施策						令和8年3月31日現在	
基本 目標	基本 課題	施策 の方向	No.	具体的施策	担当課	進捗 自己評価	(進捗自己評価1・2)取組内容 (進捗自己評価3a・3b・4)事業展開ができてなかった理由
Ⅲ 誰もが生き生きと安心して暮らせる環境づくり	6 一人ひとりに応じた健康づくりと困難を抱えた人々への支援	4 女性・男性の更年期、ストレス、自殺防止に関する情報提供	61	女性・男性の更年期、ストレス、自殺防止に関する情報を提供します。	障害福祉課	2	市ホームページに「こころの健康チェック」やうつ病に関する情報を掲載しているほか、窓口で相談を受けた際は、適切な関係機関等を紹介している。また、県からの通知等を関係機関へ情報提供、共有している。
Ⅲ 誰もが生き生きと安心して暮らせる環境づくり	6 一人ひとりに応じた健康づくりと困難を抱えた人々への支援	4 女性・男性の更年期、ストレス、自殺防止に関する情報提供	61	女性・男性の更年期、ストレス、自殺防止に関する情報を提供します。	保健センター・予防歯科センター	2	各種相談や市ホームページを通して普及啓発を行った。また、相談内容に応じて、関係所管と連携して情報提供を行っている。
Ⅲ 誰もが生き生きと安心して暮らせる環境づくり	6 一人ひとりに応じた健康づくりと困難を抱えた人々への支援	5 スポーツ活動と健康診断などによる健康の保持・増進	62	スポーツクラブ21ひょうごに対する支援や、レクリエーションスポーツ大会の開催など、生涯スポーツの推進とサポート体制の充実に努めます。	文化・観光・スポーツ課	1	スポーツクラブ21ひょうごに対する支援策として「情報連絡会」を開催し、各クラブの現状や取組みの共有・意見交換ができた場を提供した。(3回) また、レクリエーションスポーツ大会として「ふれあいスポーツフェスティバル」を開催することで、生涯スポーツの推進に努めた。(3回)
Ⅲ 誰もが生き生きと安心して暮らせる環境づくり	6 一人ひとりに応じた健康づくりと困難を抱えた人々への支援	5 スポーツ活動と健康診断などによる健康の保持・増進	63	身近な地域で運動を実践、継続できるよう、市内公共施設などの情報集約を行い、目的に応じた施設や事業の案内に努めます。	文化・観光・スポーツ課	1	広報紙やHPに社会体育施設でのスポーツイベントなどの情報を掲載し、利用者の目的に応じた情報提供を実施した。
Ⅲ 誰もが生き生きと安心して暮らせる環境づくり	6 一人ひとりに応じた健康づくりと困難を抱えた人々への支援	5 スポーツ活動と健康診断などによる健康の保持・増進	64	生涯を通じた健康の保持・増進のため、健康診査や保健指導、各種相談を充実します。	保健センター・予防歯科センター	2	・健康診査を受診した市民に対して健康相談会を開催(年36回)した。
Ⅲ 誰もが生き生きと安心して暮らせる環境づくり	6 一人ひとりに応じた健康づくりと困難を抱えた人々への支援	5 スポーツ活動と健康診断などによる健康の保持・増進	65	中小企業のパートを含む労働者に対し、健康診断などの受診機会を提供します。	産業振興課	1	従業員50人未満の事業所を対象に、事業所健診を実施し、29事業所の健診を行った。
Ⅲ 誰もが生き生きと安心して暮らせる環境づくり	7 国際的な協調とジェンダー平等の視点による多文化共生の推進	1 ジェンダー平等に関連する国際規範・基準についての情報提供	66	ジェンダーギャップ指数やSDGs、女子差別撤廃条約など、ジェンダー平等に関する国際的な取組みについて情報提供、講座を実施します。	人権推進 多文化共生課 (男女共同参画センター)	1	国際女性デーに合わせて「Mimosa交流会」を実施のほか、「気候変動とジェンダー」(講師:齋藤智咲さん)を開催し、ジェンダーギャップ指数やジェンダー平等に関する国際的な取組みについて情報を提供した。 ジェンダーギャップ指数が掲載されている「ジェンダー平等推進だより」を配架し、各講座開催の際にも積極的に配付し、意識啓発を図った。
Ⅲ 誰もが生き生きと安心して暮らせる環境づくり	7 国際的な協調とジェンダー平等の視点による多文化共生の推進	2 外国人を対象とした相談窓口の設置とジェンダー平等に関する情報提供	67	外国人を対象とした相談窓口を設置します。	人権推進 多文化共生課	1	令和7年6月に翻訳機2台、通訳者が通訳するタブレット通訳機1台を備えた「外国籍市民を対象とした相談窓口」を設置した。
Ⅲ 誰もが生き生きと安心して暮らせる環境づくり	7 国際的な協調とジェンダー平等の視点による多文化共生の推進	2 外国人を対象とした相談窓口の設置とジェンダー平等に関する情報提供	68	市内在住の外国人に対して、ジェンダー平等に関する情報提供を行います。	人権推進 多文化共生課	1	国籍に関係なくすべての人に情報を届けられるように、多言語翻訳・音声読み上げが可能な無料アプリ「Catalog Pocket」でジェンダー平等推進だよりを読むことができるようにするとともに、市ホームページに「日本語以外を母語とする人に向けたページです」を開設した。
Ⅲ 誰もが生き生きと安心して暮らせる環境づくり	7 国際的な協調とジェンダー平等の視点による多文化共生の推進	2 外国人を対象とした相談窓口の設置とジェンダー平等に関する情報提供	68	市内在住の外国人に対して、ジェンダー平等に関する情報提供を行います。	人権推進 多文化共生課 (男女共同参画センター)	1	外国人DV被害者が母語で被害者支援に関する制度を理解できるよう、兵庫県作成のDV啓発リーフレット(10カ国語)、法務省作成の外国語による人権相談案内リーフレット(10カ国語)を配架した。

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン 具体的施策 進捗状況調査

- 1 プランの趣旨にそった事業展開ができた
- 2 プランの趣旨にそった事業展開がある程度できた
- 3a プランの趣旨にそった事業展開ができてなかったが、次年度以降は実現可能
- 3b プランの趣旨にそった事業展開ができてなかった。今後とも実現は相当困難
- 4 その他

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン 具体的施策						令和8年3月31日現在	
基本 目標	基本 課題	施策 の方向	No.	具体的施策	担当課	進捗 自己評価	(進捗自己評価1・2) 取組内容 (進捗自己評価3a・3b・4) 事業展開ができてなかった理由
Ⅲ 誰もが生き生きと安心して暮らせる環境づくり	7 国際的な協調とジェンダー平等の視点による多文化共生の推進	2 外国人を対象とした相談窓口の設置とジェンダー平等に関する情報提供	69	外国人DV被害者が母語で被害者支援に関する制度を理解できるように、兵庫県作成のDV啓蒙リーフレット(10カ国語)、法務省作成の外国語による人権相談案内リーフレット(10カ国語)を、公民館など市内公共施設に配架します。	人権推進多文化共生課	2	兵庫県女性家庭センター発行の「DVIに気づいて」という10カ国語で書かれたパンフレットをそれぞれ庁内3階のリーフレット立てに配架している。
Ⅲ 誰もが生き生きと安心して暮らせる環境づくり	8 防災・災害復興におけるジェンダー平等の推進	1 地域防災体制のジェンダー平等の推進	70	防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、地域防災計画について、その時期に応じたジェンダー平等の視点を組み込むように改訂します。	危機管理課	2	令和7年度の地域防災計画の見直しの際に防災委員に女性の視点も含めた意見照会を実施した。また、令和8年度の委員改選時に女性委員の委嘱を増やすことを調整した。
Ⅲ 誰もが生き生きと安心して暮らせる環境づくり	8 防災・災害復興におけるジェンダー平等の推進	1 地域防災体制のジェンダー平等の推進	71	地域での防災事業・各種イベントなどにおいて防火・防災の普及啓発活動や救命講習の指導などを行う女性消防団員の入団を促進します。	消防本部総務課	3a	令和7年度においても、女性消防団員数は増減を繰り返している。
Ⅲ 誰もが生き生きと安心して暮らせる環境づくり	8 防災・災害復興におけるジェンダー平等の推進	1 地域防災体制のジェンダー平等の推進	72	ジェンダー平等の視点による防災・災害復興の啓発を行います。	人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター)	1	出張講座「いざ、まさかとはんだんから暮らしの中から気づく防災」(講師:森網代さん)を市内公民館(けやき坂)にて開催。ジェンダー平等の視点による防災・災害復興の啓発を図った。 ・防災に関するパネルや図書などを展示し啓発を図った。 (市民活動センターと共催)
Ⅲ 誰もが生き生きと安心して暮らせる環境づくり	8 防災・災害復興におけるジェンダー平等の推進	2 避難所運営への女性の参画	73	災害時においてジェンダー平等の視点で避難所運営ができるよう、地域の避難所運営マニュアル作成を支援するとともに、災害時の避難所運営組織に女性の参画を促します。	危機管理課	1	各地区が作成する地区防災計画を支援する際にジェンダー平等の内容を含めるように指導しており、作成された計画にその内容が含まれている。
Ⅳ あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	1 DV防止に向けた啓発・教育の徹底	74	市の広報誌やホームページ、男女共同参画センター情報紙、パンフレットなどを利用し、DV・デートDVは個人の人權を踏みにじる重大な人權侵害であることを啓発します。	人権推進多文化共生課	1	ジェンダー平等推進だよりや市ホームページにDV・デートDVIに関する啓発記事を掲載した。
Ⅳ あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	1 DV防止に向けた啓発・教育の徹底	74	市の広報誌やホームページ、男女共同参画センター情報紙、パンフレットなどを利用し、DV・デートDVは個人の人權を踏みにじる重大な人權侵害であることを啓発します。	人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター)	1	配偶者暴力相談支援センターを始めとするDV・デートDVに関する相談窓口の周知や、早期発見・通報などの重要な啓発については、各種チラシやリーフレットの配架、窓口での配布で対応している。 「女性のための相談」では、DVでの「気持ちの整理」を担っており、市広報誌での周知のほか、センター情報紙・WEBサイトに掲載、チラシや名刺サイズの告知物をトイレなどに配架して対応している。 「女性に対する暴力をなくす運動週間」時の「カフェ・パレット」では、パネルの展示のほか、ミニ講義(スタッフ)とワークショップ「パープルリボンづくり」をしながら話ませんか」を実施した。
Ⅳ あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	1 DV防止に向けた啓発・教育の徹底	74	市の広報誌やホームページ、男女共同参画センター情報紙、パンフレットなどを利用し、DV・デートDVは個人の人權を踏みにじる重大な人權侵害であることを啓発します。	こども若者相談センター	2	市のホームページを利用し、DVが重大な人權侵害であることを啓発した。また、DVIに関するリーフレットなども窓口に配架し、啓発に取り組んだ。

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン 具体的施策 進捗状況調査

- 1 プランの趣旨にそった事業展開ができた
- 2 プランの趣旨にそった事業展開がある程度できた
- 3a プランの趣旨にそった事業展開ができてなかったが、次年度以降は実現可能
- 3b プランの趣旨にそった事業展開ができてなかった。今後とも実現は相当困難
- 4 その他

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン 具体的施策						令和8年3月31日現在	
基本目標	基本課題	施策の方向	No.	具体的施策	担当課	進捗自己評価	(進捗自己評価1・2) 取組内容 (進捗自己評価3a・3b・4) 事業展開ができてなかった理由
IV あらゆる暴力の根絶	q 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	I DV防止に向けた啓発・教育の徹底	75	民生委員・児童委員、医療関係者、校区人権啓発推進委員会委員、地域住民などを対象に、DV・デートDVIに関する研修会を実施します。	人権推進 多文化共生課	1	川西市DV防止ネットワーク会議の構成員及び支援に携わる機関の職員、支援員、市民を対象に、子ども若者相談センターと共催で、DV研修会を実施した。
			75	民生委員・児童委員、医療関係者、校区人権啓発推進委員会委員、地域住民などを対象に、DV・デートDVIに関する研修会を実施します。	人権推進 多文化共生課 (男女共同参画センター)	1	「女性に対する暴力をなくす運動週間」に合わせ、バネルの展示や「カフェ・パレット」と同時にミニ講義とワークショップ「バーブルリボンづくり」をしながら話しました。 民生委員・児童委員、医療関係者、校区人権啓発推進委員会委員、地域住民などや支援者・当事者等を対象に、講演会「女性支援30年の歩み」(講師:正井禮子さん)を開催した。
IV あらゆる暴力の根絶	q 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	I DV防止に向けた啓発・教育の徹底	75	民生委員・児童委員、医療関係者、校区人権啓発推進委員会委員、地域住民などを対象に、DV・デートDVIに関する研修会を実施します。	地域福祉課	2	民児連として、人権啓発研修を実施。民生委員・児童委員に対して、DVIに関する事例を紹介しながら啓発を行った。
IV あらゆる暴力の根絶	q 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	I DV防止に向けた啓発・教育の徹底	75	民生委員・児童委員、医療関係者、校区人権啓発推進委員会委員、地域住民などを対象に、DV・デートDVIに関する研修会を実施します。	子ども若者相談センター	1	関係機関職員を対象に、DV防止ネットワーク会議や人権推進多文化共生課と共同で講習会を開催し、関係機関職員間の共通認識の確認を行った。
IV あらゆる暴力の根絶	q 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	I DV防止に向けた啓発・教育の徹底	76	中学生や高校生に対し、デートDVIに関する啓発パンフレットを配布するなど、学習の機会を設けることで理解と意識の向上を目指す。	人権推進 多文化共生課 (男女共同参画センター)	1	センターで自習している中高生を対象に、デートDVIに関するリーフレットや図書を、目に留め手に取りやすいように配架した。 「若年層の性暴力被害防止週間」や「女性に対する暴力をなくす運動週間」に合わせたテーマで、図書、バネルやポスターを展示し、相談機関のチラシの配架するなど情報提供に努めた。
IV あらゆる暴力の根絶	q 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	I DV防止に向けた啓発・教育の徹底	77	小、中学校において「他者と共により良く生きる道徳性を養う道徳教育」や「自己や他者を尊重する態度を養う人権教育」、デートDVを含めた「生命の安全教育」を実施します。	教育保育課	1	他者とよりよく生きていくための基盤となる道徳性を養うことを目的に、道徳科を要としながら学校教育全体で道徳教育に取り組んでいる。人権教育においても、各校の実情に応じて実施している。
IV あらゆる暴力の根絶	q 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	I DV防止に向けた啓発・教育の徹底	77	小、中学校において「他者と共により良く生きる道徳性を養う道徳教育」や「自己や他者を尊重する態度を養う人権教育」、デートDVを含めた「生命の安全教育」を実施します。	インクルーシブ推進課	2	よりよく生きていくための基盤となる道徳性を養うことを目的に、道徳科を要としながら学校教育全体で道徳教育に取り組んでいる。人権教育においても、各校の実情に応じて実施している。
IV あらゆる暴力の根絶	q 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	I DV防止に向けた啓発・教育の徹底	78	教育保育関係職員などを対象としたDV・デートDVIに関する研修会を実施します。	人権推進 多文化共生課 (男女共同参画センター)	1	「女性に対する暴力をなくす運動週間」時の「カフェ・パレット」では、バネルの展示のほか、ミニ講義(スタッフ)とワークショップ「バーブルリボンづくり」をしながら話しました。を実施し、成果物のバーブルリボンはセンターのほか、「子育てフェスティバル」でも配布した。
IV あらゆる暴力の根絶	q 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	I DV防止に向けた啓発・教育の徹底	78	教育保育関係職員などを対象としたDV・デートDVIに関する研修会を実施します。	子ども若者相談センター	1	関係機関職員を対象に、DV防止ネットワーク会議や人権推進多文化共生課と共同で講習会を開催し、関係機関職員間の共通認識の確認を行った。

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン 具体的施策 進捗状況調査

- 1 プランの趣旨にそった事業展開ができた
- 2 プランの趣旨にそった事業展開がある程度できた
- 3a プランの趣旨にそった事業展開ができてなかったが、次年度以降は実現可能
- 3b プランの趣旨にそった事業展開ができてなかった。今後実現は相当困難
- 4 その他

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン 具体的施策						令和8年3月31日現在	
基本 目標	基本 課題	施策 の方向	No.	具体的施策	担当課	進捗 自己評価	(進捗自己評価1・2) 取組内容 (進捗自己評価3a・3b・4) 事業展開ができてなかった理由
IV あらゆる暴力の根絶	q 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	1 DV防止に向けた啓発・教育の徹底	78	教育保育関係職員などを対象としたDV・デートDVに関する研修会を実施します。	インクルーシブ推進課	2	今年度はDV・デートDVに特化した研修会は実施できなかったが、様々なハラスメント、部署差別、インターネットによる人権侵害、障がい者、性的マイノリティ等、新たな人権課題にも対応した幅広い内容の研修等を実施している。
IV あらゆる暴力の根絶	q 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	2 DV相談体制の充実	79	「ドメスティック・バイオレンス(DV)被害者を支援するためのマニュアル」に基づき迅速かつ的確に対応するとともに、配偶者暴力相談支援センターと関係所管との連携強化に努めます。	人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター)	1	市作成のマニュアルを念頭に、配偶者暴力相談支援センターなど市内各機関と常に密に連携を取りながら業務にあたっている。
IV あらゆる暴力の根絶	q 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	2 DV相談体制の充実	79	「ドメスティック・バイオレンス(DV)被害者を支援するためのマニュアル」に基づき迅速かつ的確に対応するとともに、配偶者暴力相談支援センターと関係所管との連携強化に努めます。	生活支援課	2	OJTにより面接相談技術の向上に努めるとともに、相談内容に応じて関係所管と連携し、迅速な対応に努めた。
IV あらゆる暴力の根絶	q 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	2 DV相談体制の充実	79	「ドメスティック・バイオレンス(DV)被害者を支援するためのマニュアル」に基づき迅速かつ的確に対応するとともに、配偶者暴力相談支援センターと関係所管との連携強化に努めます。	介護保険課	2	難民者による高齢者虐待対応の中で、DVセンターを含めた多機関と、早期発見や迅速な対応をめざし、連携を行った。
IV あらゆる暴力の根絶	q 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	2 DV相談体制の充実	79	「ドメスティック・バイオレンス(DV)被害者を支援するためのマニュアル」に基づき迅速かつ的確に対応するとともに、配偶者暴力相談支援センターと関係所管との連携強化に努めます。	こども若者相談センター	1	「ドメスティック・バイオレンス(DV)被害者を支援するためのマニュアル」の内容を更新し、関係機関職員と共有を行い、関係機関職員間の共有認識を確認した。
IV あらゆる暴力の根絶	q 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	2 DV相談体制の充実	79	「ドメスティック・バイオレンス(DV)被害者を支援するためのマニュアル」に基づき迅速かつ的確に対応するとともに、配偶者暴力相談支援センターと関係所管との連携強化に努めます。	保健センター・予防歯科センター	2	相談に対してマニュアルに基づき関係所管と連携し、対応に努めた。
IV あらゆる暴力の根絶	q 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	2 DV相談体制の充実	79	「ドメスティック・バイオレンス(DV)被害者を支援するためのマニュアル」に基づき迅速かつ的確に対応するとともに、配偶者暴力相談支援センターと関係所管との連携強化に努めます。	インクルーシブ推進課	2	マニュアルに基づき、相談内容に応じて関係機関との連携を図り、情報共有を行っている。
IV あらゆる暴力の根絶	q 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	2 DV相談体制の充実	80	市の広報誌やホームページ、男女共同参画センター情報紙、パンフレットなどを活用し、配偶者暴力相談支援センターなどDV・デートDVに関する各種相談窓口や、早期発見・通報などの重要性について周知します。	人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター)	1	配偶者暴力相談支援センターを始めとするDV・デートDVに関する相談窓口の周知や、早期発見・通報などの重要性の啓発については、各種チラシやリーフレットの配発、窓口での配布で対応している。
IV あらゆる暴力の根絶	q 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	2 DV相談体制の充実	80	市の広報誌やホームページ、男女共同参画センター情報紙、パンフレットなどを活用し、配偶者暴力相談支援センターなどDV・デートDVに関する各種相談窓口や、早期発見・通報などの重要性について周知します。	こども若者相談センター	1	センター事業「女性のための相談」においては、DVでの「気持ちの整理」を担っており、市広報誌での周知のほか、センター情報紙、WEBサイトに掲載、チラシや名刺サイズの告知物をトイレなどに配架して対応している。
IV あらゆる暴力の根絶	q 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	2 DV相談体制の充実	81	国・県が主催するDV研修会などへの積極的な参加と、市独自の研修会の充実にも努めます。	人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター)	1	ホームページを利用し、DVが重大な人権侵害であることや、各種相談窓口を周知した。また、広報誌にDV相談の相談窓口や電話番号を掲載した。

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン 具体的施策 進捗状況調査

- 1 プランの趣旨にそった事業展開ができた
- 2 プランの趣旨にそった事業展開がある程度できた
- 3a プランの趣旨にそった事業展開ができていなかったが、次年度以降は実現可能
- 3b プランの趣旨にそった事業展開ができていなかった。今後も実現は相当困難
- 4 その他

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン 具体的施策					令和8年3月31日現在	
基本 目標	基本 課題	施策 の方向	No.	具体的施策	担当課	進捗 自己評価 (進捗自己評価1・2) 取組内容 (進捗自己評価3a・3b・4) 事業展開ができてなかった理由
IV あらゆる暴力の根絶	q 配偶者等からのあらゆる暴力 (DV) の根絶	2 DV相談体制の充実	81	国・県が主催するDV研修会などへの積極的な参加と、市独自の研修会の充実に努めます。	生活支援課	研修会への参加は無かったが、OJTIにより面接相談技術の向上に努めた。
IV あらゆる暴力の根絶	q 配偶者等からのあらゆる暴力 (DV) の根絶	2 DV相談体制の充実	81	国・県が主催するDV研修会などへの積極的な参加と、市独自の研修会の充実に努めます。	介護保険課	DVIに限らず、虐待や権利擁護に係る研修に参加し知識を深めた。 また、地域包括支援センター職員等を対象に高齢者虐待対応力向上研修を開催し、関係機関との連携や知識の啓発に努めた。
IV あらゆる暴力の根絶	q 配偶者等からのあらゆる暴力 (DV) の根絶	2 DV相談体制の充実	81	国・県が主催するDV研修会などへの積極的な参加と、市独自の研修会の充実に努めます。	こども若者相談センター	県が主催する研修会に参加した。また、人権推進多文化共生課と共同での講習会を開催した。
IV あらゆる暴力の根絶	q 配偶者等からのあらゆる暴力 (DV) の根絶	2 DV相談体制の充実	81	国・県が主催するDV研修会などへの積極的な参加と、市独自の研修会の充実に努めます。	保健センター・予防歯科センター	内容を含む研修に出席し、知識を深めた。
IV あらゆる暴力の根絶	q 配偶者等からのあらゆる暴力 (DV) の根絶	2 DV相談体制の充実	81	国・県が主催するDV研修会などへの積極的な参加と、市独自の研修会の充実に努めます。	インクルーシブ推進課	DVIに特化した研修会への参加はできていなかったが、国・県が主催する様々な人権問題を扱った研修会への参加をした。また、市独自の研修会の充実を引き続き努めたい。
IV あらゆる暴力の根絶	q 配偶者等からのあらゆる暴力 (DV) の根絶	3 DV被害者の安全確保	82	関係機関と連携を図り、一時保護施設などへの入所支援や入所に関する情報提供を行います。	人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター)	指定管理者運営のセンターができてきたことを明確にしつつ、DV被害者への切れ目のない支援をめざして、市・配偶者暴力相談支援センター、職員、センター「女性のための相談」専門相談員、センタースタッフとの連携強化を図り、緊急時における被害者の安全確保も含めた対応に努めている。
IV あらゆる暴力の根絶	q 配偶者等からのあらゆる暴力 (DV) の根絶	3 DV被害者の安全確保	82	関係機関と連携を図り、一時保護施設などへの入所支援や入所に関する情報提供を行います。	生活支援課	生活支援課では入所支援を行う受け入れ施設を持たないのて、必要な場合は一時保護施設等を所管している機関と連携するように努めている。
IV あらゆる暴力の根絶	q 配偶者等からのあらゆる暴力 (DV) の根絶	3 DV被害者の安全確保	82	関係機関と連携を図り、一時保護施設などへの入所支援や入所に関する情報提供を行います。	こども若者相談センター	DV被害者からの一時保護等の相談があった場合は、身の安全を確認し、速やかに事情を聞き、一時保護施設に避難させる等、迅速な対応を行った。
IV あらゆる暴力の根絶	q 配偶者等からのあらゆる暴力 (DV) の根絶	3 DV被害者の安全確保	83	児童虐待の疑いがある場合は、県川西こども家庭センターなどと連携を図りながら、迅速で適切な対応に努めます。	こども若者相談センター	児童虐待の疑いがあると通告を受けた場合は、関係機関と連携をとり、速やかに安全確認を行い、要保護児童対策協議会(ケース検討会議)を開催する等して迅速に対応をした。 また、SSWや教育相談を通じて児童虐待の疑いを把握した場合は、課内の家庭児童相談や、川西こども家庭センターなど関係機関と連携・情報共有し、対応した。
IV あらゆる暴力の根絶	q 配偶者等からのあらゆる暴力 (DV) の根絶	3 DV被害者の安全確保	83	児童虐待の疑いがある場合は、県川西こども家庭センターなどと連携を図りながら、迅速で適切な対応に努めます。	インクルーシブ推進課	虐待の可能性のある案件について、校園所が迅速に関係機関と連携がとれるよう日頃からこども若者相談センターと情報共有を行っている。
IV あらゆる暴力の根絶	q 配偶者等からのあらゆる暴力 (DV) の根絶	3 DV被害者の安全確保	83	児童虐待の疑いがある場合は、県川西こども家庭センターなどと連携を図りながら、迅速で適切な対応に努めます。	入園所相談課	保育所等や留守家庭児童育成クラブに入所する児童について、関係機関ならびに支援員と連携を図り、適切な対応に努めた。

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン 具体的施策 進捗状況調査

- 1 プランの趣旨にそった事業展開ができた
- 2 プランの趣旨にそった事業展開がある程度できた
- 3a プランの趣旨にそった事業展開ができてなかったが、次年度以降は実現可能
- 3b プランの趣旨にそった事業展開ができてなかった。今後とも実現は相当困難
- 4 その他

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン 具体的施策					令和8年3月31日現在	
基本 目標	基本 課題	施策 の方向	No.	具体的施策	担当課	進捗 自己評価 (進捗自己評価1・2) 取組内容 (進捗自己評価3a・3b・4) 事業展開ができてなかった理由
IV あらゆる暴力の根絶	q 配偶者等からのあらゆる暴力 (DV) の根絶	3 DV被害者の安全確保	84	申し出があった場合、住民基本台帳閲覧の制限、通知・案内文書の不送付など、情報管理を徹底します。	市民課	住民票等の請求があった際は、担当者が直接請求内容を確認し、不当な請求であれば拒否するなど適切な受付を行い、情報管理をしている。
IV あらゆる暴力の根絶	q 配偶者等からのあらゆる暴力 (DV) の根絶	3 DV被害者の安全確保	84	申し出があった場合、住民基本台帳閲覧の制限、通知・案内文書の不送付など、情報管理を徹底します。	国民健康保険課	市民課よりDV支援措置設定者のリストが配布されると、加え、喪失手続きの際に、個別に対応できるよう住基情報システムにメモに入力し、課内の情報共有を行った。また、高額療養費支給対象者や医療費のお知らせについては抜き取りを行い、発送可能な確認ができるよう抜き取りリストに追加した。
IV あらゆる暴力の根絶	q 配偶者等からのあらゆる暴力 (DV) の根絶	3 DV被害者の安全確保	85	住民票を異動させずに居所を移した場合、被害者の子どもの転校先や居住地などの情報を適切に管理します。	こども若者相談センター	住民票を異動させずに居所を移した場合には、子どもの居住地等とも連携をとり、居所や学校などの子どもの福祉を確保した。また、その情報は適切に管理した。
IV あらゆる暴力の根絶	q 配偶者等からのあらゆる暴力 (DV) の根絶	3 DV被害者の安全確保	85	住民票を異動させずに居所を移した場合、被害者の子どもの転校先や居住地などの情報を適切に管理します。	教育総務課	個別事情によって的確に対応するとともに情報管理を適切に行った。
IV あらゆる暴力の根絶	q 配偶者等からのあらゆる暴力 (DV) の根絶	4 DV被害者の自立支援	86	経済的に困窮している場合、自立・再生に向けた情報提供や、生活保護などの支援を行います。	地域福祉課	経済的に困窮している人に対して、関係機関と連携しながら、就労支援等を行うとともに、自立・再生に向けた情報提供を行った。
IV あらゆる暴力の根絶	q 配偶者等からのあらゆる暴力 (DV) の根絶	4 DV被害者の自立支援	86	経済的に困窮している場合、自立・再生に向けた情報提供や、生活保護などの支援を行います。	生活支援課	要保護状態にある人に対して、生活保護による必要な支援を実施するとともに、就労支援員による就労支援など自立・再生に向けた情報提供を行った。
IV あらゆる暴力の根絶	q 配偶者等からのあらゆる暴力 (DV) の根絶	4 DV被害者の自立支援	87	国民健康保険や国民年金、住所異動などに関する手続きについて分かりやすく説明するなど、各種支援制度に関する情報提供を行います。	市民課	住所異動等の手続き後、住民票及び戸籍附票における支援制度についてわかりやすく説明し、情報提供を行っている。
IV あらゆる暴力の根絶	q 配偶者等からのあらゆる暴力 (DV) の根絶	4 DV被害者の自立支援	87	国民健康保険や国民年金、住所異動などに関する手続きについて分かりやすく説明するなど、各種支援制度に関する情報提供を行います。	医療助成、年金課	個別の事案に応じて関係機関や外部機関と連携を行っている。
IV あらゆる暴力の根絶	q 配偶者等からのあらゆる暴力 (DV) の根絶	4 DV被害者の自立支援	87	国民健康保険や国民年金、住所異動などに関する手続きについて分かりやすく説明するなど、各種支援制度に関する情報提供を行います。	国民健康保険課	国民健康保険の加入や喪失手続きの際は、世帯メモの確認を必ず行い、対象者には手続きによって送付される通知などの説明を行い、必要であれば通知に記載される変更理由の文言を変えるなど個別に対応した。
IV あらゆる暴力の根絶	q 配偶者等からのあらゆる暴力 (DV) の根絶	4 DV被害者の自立支援	88	市営住宅の募集に関する情報提供を行うほか、DV被害者を市営住宅入居抽選の優先対象者としてします。	住宅政策課	令和7年度第1回、第2回市営住宅入居者募集において、DV被害者などの優先枠を設けた。

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン 具体的施策 進捗状況調査

- 1 プランの趣旨にそった事業展開ができた
- 2 プランの趣旨にそった事業展開がある程度できた
- 3a プランの趣旨にそった事業展開ができていなかったが、次年度以降は実現可能
- 3b プランの趣旨にそった事業展開ができていなかった。今後とも実現は相当困難
- 4 その他

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン 具体的施策					令和8年3月31日現在	
基本目標	基本課題	施策の方向	No.	具体的施策	担当課	進捗自己評価 (進捗自己評価1・2) 取組内容 (進捗自己評価3a・3b・4) 事業展開ができてなかった理由
IV あらゆる暴力の根絶	q 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	4 DV被害者の自立支援	89	DV被害者の経済的自立に向けて、施設への入所、就労に関する相談、その他各種支援制度に関する情報提供などを行います。	人権推進 multicultural共生課 (男女共同参画センター)	1 指定管理者運営のセンターができてきたことを明確にしつつ、DV被害者への切れ目のない支援をめざして、「配偶者暴力相談支援センター」(市)や「女性のための相談」専門相談員、センター職員との連携強化を図り、就労支援の講座実施など、被害者の経済的自立に向けた支援に努めている。 「女性のためのチャレンジ相談」(県と共催)や市民活動センター事業の「市民活動・NPO・起業サポート相談」のほか、センターを会場とする「キャリア・カウセンシング」(産業振興課)「川西しごと・サポートセンター」(同館2階)での相談とも連携し、経済的自立へのサポートを行っている。
IV あらゆる暴力の根絶	q 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	4 DV被害者の自立支援	89	DV被害者の経済的自立に向けて、施設への入所、就労に関する相談、その他各種支援制度に関する情報提供などを行います。	産業振興課	1 就労に関する相談ができてきた川西しごと・サポートセンターや、月4回実施しているキャリアカウセンシングに関するチラシを作成し、庁内、関係機関、公共施設等で配架した。また、就労・労働に関する「課題解決」が主軸の、関係部署横断的な冊子「しごと困りごとハンドブック」を11月に更新した。
IV あらゆる暴力の根絶	q 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	4 DV被害者の自立支援	89	DV被害者の経済的自立に向けて、施設への入所、就労に関する相談、その他各種支援制度に関する情報提供などを行います。	地域福祉課	2 各公的制度的情報提供を行っている。
IV あらゆる暴力の根絶	q 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	4 DV被害者の自立支援	89	DV被害者の経済的自立に向けて、施設への入所、就労に関する相談、その他各種支援制度に関する情報提供などを行います。	こども若者相談センター	1 被害者が経済的又はそのほかの理由で、住居を確保できない状況においては、母子生活支援施設へ入所させたり、経済的な自立に向けた各種手続きや関係機関を案内するなどの支援を行った。
IV あらゆる暴力の根絶	q 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	4 DV被害者の自立支援	90	被害者の就業活動を支援するため、保育所や留守家庭児童育成クラブへの優先的な受け入れを行います。	入園所相談課	2 保育所等については、入所選考時に「DV・児童虐待」に調整指数を設けており、受け入れにおいては配慮を行っている。
IV あらゆる暴力の根絶	q 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	4 DV被害者の自立支援	91	「女性のための相談」や「母子相談」などを通して、被害者の心理的回復への支援を行います。	人権推進 multicultural共生課 (男女共同参画センター)	1 センター事業「女性のための相談」(特に専門相談員)においては、DVでの「気持ちの整理」を担っており、市広報誌での周知のほか、センター情報紙・WEBサイトに掲載、チラシや名刺サイズの告知物をトイレなどに配架して周知している。 (※)専門相談員:公認心理士や日本フェミニストカウンセリング学会の認定フェミニストカウンセラーの有資格者
IV あらゆる暴力の根絶	q 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	4 DV被害者の自立支援	91	「女性のための相談」や「母子相談」などを通して、被害者の心理的回復への支援を行います。	こども支援課	1 母子・父子自立支援員による面談や相談を通じ、相談者の気持ちの整理とともに寄り添った支援を行った。
IV あらゆる暴力の根絶	q 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	4 DV被害者の自立支援	91	「女性のための相談」や「母子相談」などを通して、被害者の心理的回復への支援を行います。	こども若者相談センター	2 支援が必要な場合は、教育相談を紹介するなど、被害者の心理ケアを行うとともに、関係期間と情報共有して支援した。

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン 具体的施策 進捗状況調査

- 1 プランの趣旨にそった事業展開ができた
- 2 プランの趣旨にそった事業展開がある程度できた
- 3a プランの趣旨にそった事業展開ができてなかったが、次年度以降は実現可能
- 3b プランの趣旨にそった事業展開ができてなかった。今後とも実現は相当困難
- 4 その他

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン 具体的施策					令和8年3月31日現在	
基本目標	基本課題	施策の方向	No.	具体的施策	担当課	進捗自己評価 (進捗自己評価1・2) 取組内容 (進捗自己評価3a・3b・4) 事業展開ができてなかった理由
IV あらゆる暴力の根絶	q 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	4 DV被害者の自立支援	q2	医師と精神保健福祉士などが行う「心の相談」など、現行の他施策と連携し、心のケアを行います。状況に応じて、医療機関や自助グループなどの紹介を行います。	人権推進・多文化共生課 (男女共同参画センター)	1 センター事業「女性のための相談」(特に専門相談員)においては、DVでの「気持ちの整理」を担っている。専門相談員は、公認心理士や日本フェミニストカウンセラー学会の認定フェミニストカウンセラーの有資格者で、必要に応じて医師や精神保健福祉士との連携も取っている。
IV あらゆる暴力の根絶	q 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	4 DV被害者の自立支援	q2	医師と精神保健福祉士などが行う「心の相談」など、現行の他施策と連携し、心のケアを行います。状況に応じて、医療機関や自助グループなどの紹介を行います。	障害福祉課	1 毎月第3金曜日に医師による「心の相談」を実施するとともに、川西市障がい者基幹相談支援センターや委託相談支援事業所に精神保健福祉士など専門的な相談員を配置し、相談を実施している。また、必要に応じ地域の自助グループなどを紹介している。
IV あらゆる暴力の根絶	q 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	4 DV被害者の自立支援	q2	医師と精神保健福祉士などが行う「心の相談」など、現行の他施策と連携し、心のケアを行います。状況に応じて、医療機関や自助グループなどの紹介を行います。	こども若者相談センター	2 必要性があると判断した場合には、「心の相談」をはじめとする関係機関が行っている施策を紹介し、被害者の心理ケアを図った。
IV あらゆる暴力の根絶	q 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	5 推進体制の強化	q3	引き続き「女性に対する暴力対策部会」を設置するとともに、必要に応じて「ケース検討会議」を開催または参加するなど、市関係所管の連携を強化します。	人権推進・多文化共生課	1 女性に対する暴力対策部会を開催し、関係所管の連携を強化した。
IV あらゆる暴力の根絶	q 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	5 推進体制の強化	q3	引き続き「女性に対する暴力対策部会」を設置するとともに、必要に応じて「ケース検討会議」を開催または参加するなど、市関係所管の連携を強化します。	人権推進・多文化共生課 (男女共同参画センター)	1 県主催の研修や「川西市DV防止ネットワーク会議」及び講演会に参加し、情報交換・情報共有・連携強化も図っている。
IV あらゆる暴力の根絶	q 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	5 推進体制の強化	q3	引き続き「女性に対する暴力対策部会」を設置するとともに、必要に応じて「ケース検討会議」を開催または参加するなど、市関係所管の連携を強化します。	地域福祉課	2 部会員として参画、各関係機関との連携強化に努めている。
IV あらゆる暴力の根絶	q 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	5 推進体制の強化	q3	引き続き「女性に対する暴力対策部会」を設置するとともに、必要に応じて「ケース検討会議」を開催または参加するなど、市関係所管の連携を強化します。	生活支援課	2 要保護者の個別の事情に応じて、必要なケース検討会議に参加してケース処遇方針の決定等の支援を行った。
IV あらゆる暴力の根絶	q 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	5 推進体制の強化	q3	引き続き「女性に対する暴力対策部会」を設置するとともに、必要に応じて「ケース検討会議」を開催または参加するなど、市関係所管の連携を強化します。	介護保険課	2 事前に市関係所管から相談を受け対応するなど、平素から連携を迅速に図る体制を整備している。
IV あらゆる暴力の根絶	q 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	5 推進体制の強化	q3	引き続き「女性に対する暴力対策部会」を設置するとともに、必要に応じて「ケース検討会議」を開催または参加するなど、市関係所管の連携を強化します。	こども若者相談センター	1 引き続き「女性に対する暴力対策部会」を設置するとともに、「DV防止ネットワーク会議」において、市関係機関との連携を深めた。
IV あらゆる暴力の根絶	q 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	5 推進体制の強化	q4	市関係所管と外部機関で構成する「川西市DV防止ネットワーク会議」を開催または参加するなど、情報の共有化や連携強化に努めます。	人権推進・多文化共生課	2 DV防止ネットワーク会議に参加し、情報の共有化や連携強化に努めた。

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン 具体的施策 進捗状況調査

- 1 プランの趣旨にそった事業展開ができた
- 2 プランの趣旨にそった事業展開がある程度できた
- 3a プランの趣旨にそった事業展開ができてなかったが、次年度以降は実現可能
- 3b プランの趣旨にそった事業展開ができてなかった。今後とも実現は相当困難
- 4 その他

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン具体的施策						令和8年3月31日現在	
基本 目標	基本 課題	施策 の方向	No.	具体的施策	担当課	進捗 自己評価	(進捗自己評価1・2) 取組内容 (進捗自己評価3a・3b・4) 事業展開ができてなかった理由
IV あらゆる暴力の根絶	q 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	5 推進体制の強化	94	市関係所管と外部機関で構成する「川西市DV防止ネットワーク会議」を開催または参加するなど、情報の共有化や連携強化に努めます。	人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター)	1	「県内男女共同参画センター等連絡会議」や「川西市DVネットワーク会議」及び講演会に参加し、情報の共有化や連携強化に努めている。 市内外の民間支援団体と常に顔と顔でつながる関係性を築き、そのネットワークを活かした情報収集・情報提供に努めている。
IV あらゆる暴力の根絶	q 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	5 推進体制の強化	94	市関係所管と外部機関で構成する「川西市DV防止ネットワーク会議」を開催または参加するなど、情報の共有化や連携強化に努めます。	市民課	1	宝塚市において阪神地区DV被害者等支援措置事務研究会が開催され、関係機関と連携し、対応した。
IV あらゆる暴力の根絶	q 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	5 推進体制の強化	94	市関係所管と外部機関で構成する「川西市DV防止ネットワーク会議」を開催または参加するなど、情報の共有化や連携強化に努めます。	地域福祉課	2	委員として参画。各関係機関との連携強化に努めている。
IV あらゆる暴力の根絶	q 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	5 推進体制の強化	94	市関係所管と外部機関で構成する「川西市DV防止ネットワーク会議」を開催または参加するなど、情報の共有化や連携強化に努めます。	障害福祉課	1	個別の事案に応じて関係機関と連携して対応している。
IV あらゆる暴力の根絶	q 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	5 推進体制の強化	94	市関係所管と外部機関で構成する「川西市DV防止ネットワーク会議」を開催または参加するなど、情報の共有化や連携強化に努めます。	生活支援課	2	個別の事案に応じた関係機関と連携して対応している。
IV あらゆる暴力の根絶	q 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	5 推進体制の強化	94	市関係所管と外部機関で構成する「川西市DV防止ネットワーク会議」を開催または参加するなど、情報の共有化や連携強化に努めます。	介護保険課	3a	令和7年度「川西市DV防止ネットワーク会議」へ参加できなかったが情報共有に努めた。また、事前に市関係所管から相談を受け対応するなど、平素から連携を迅速に図る体制を整備している。
IV あらゆる暴力の根絶	q 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	5 推進体制の強化	94	市関係所管と外部機関で構成する「川西市DV防止ネットワーク会議」を開催または参加するなど、情報の共有化や連携強化に努めます。	こども支援課	1	ネットワーク会議や講習会へ参加し、DV被害者へのより良い支援方法を学ぶとともに関係所管と情報共有を行ない連携を図ることができた。
IV あらゆる暴力の根絶	q 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	5 推進体制の強化	94	市関係所管と外部機関で構成する「川西市DV防止ネットワーク会議」を開催または参加するなど、情報の共有化や連携強化に努めます。	こども若者相談センター	1	「川西市DV防止ネットワーク会議」を開催し、関係機関と連携を図った。
IV あらゆる暴力の根絶	q 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	5 推進体制の強化	94	市関係所管と外部機関で構成する「川西市DV防止ネットワーク会議」を開催または参加するなど、情報の共有化や連携強化に努めます。	保健センター・予防歯科センター	2	会議の参加機関として、連携強化に努めた。
IV あらゆる暴力の根絶	q 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	5 推進体制の強化	94	市関係所管と外部機関で構成する「川西市DV防止ネットワーク会議」を開催または参加するなど、情報の共有化や連携強化に努めます。	住宅政策課	2	「川西市DV防止ネットワーク会議」に出席し、情報の共有化や連携強化に努めた。
IV あらゆる暴力の根絶	q 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	5 推進体制の強化	94	市関係所管と外部機関で構成する「川西市DV防止ネットワーク会議」を開催または参加するなど、情報の共有化や連携強化に努めます。	教育総務課	1	「川西市DV防止ネットワーク会議」に参加し、関係所管との情報の共有化や連携強化を行った。
IV あらゆる暴力の根絶	q 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	5 推進体制の強化	94	市関係所管と外部機関で構成する「川西市DV防止ネットワーク会議」を開催または参加するなど、情報の共有化や連携強化に努めます。	インクルーシブ推進課	1	今後も市関係所管と外部機関で構成する「川西市DV防止ネットワーク会議」に参加し、情報の共有化や連携強化に努める。
IV あらゆる暴力の根絶	q 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	5 推進体制の強化	94	市関係所管と外部機関で構成する「川西市DV防止ネットワーク会議」を開催または参加するなど、情報の共有化や連携強化に努めます。	入園所相談課	2	「川西市DV防止ネットワーク会議」に参加し、情報の共有化や連携強化に努めている。

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン 具体的施策 進捗状況調査

- 1 プランの趣旨にそった事業展開ができた
- 2 プランの趣旨にそった事業展開がある程度できた
- 3a プランの趣旨にそった事業展開ができていなかったが、次年度以降は実現可能
- 3b プランの趣旨にそった事業展開ができていなかった。今後も実現は相当困難
- 4 その他

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン具体的施策					令和8年3月31日現在	
基本目標	基本課題	施策の方向	No.	具体的施策	担当課	進捗自己評価 (進捗自己評価1・2) 取組内容 (進捗自己評価3a・3b・4) 事業展開ができてなかった理由
IV あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	5 推進体制の強化	95	民間支援団体と連携し、「川西市DV防止ネットワーク会議」や各種研修会において情報交換や事例検討などを行います。	人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター)	1 「県内男女共同参画センター等連絡会議」や「川西市DV防止ネットワーク会議」及び講演会に参加し、情報の共有化や連携強化に努めた。 市内外の民間支援団体と常に顔と顔でつながる関係性を築き、そのネットワークを活かした情報収集・情報提供に努めている。
IV あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	5 推進体制の強化	95	民間支援団体と連携し、「川西市DV防止ネットワーク会議」や各種研修会において情報交換や事例検討などを行います。	生活支援課	2 個別の事案に応じて関係機関と必要な情報共有と連携を行い対応した。
IV あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	5 推進体制の強化	95	民間支援団体と連携し、「川西市DV防止ネットワーク会議」や各種研修会において情報交換や事例検討などを行います。	こども若者相談センター	1 情報交換など、必要に応じて連携を図りながら支援を行った。
IV あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	5 推進体制の強化	96	民間支援団体が自的に行うDV対策事業への支援策を検討します。	人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター)	1 市内外の民間支援団体と常に顔と顔でつながる関係性を築き、団体のDV防止活動への効果的なサポートを行うほか、各所とのコーディネートなども行っている。
IV あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	5 推進体制の強化	96	民間支援団体が自的に行うDV対策事業への支援策を検討します。	こども若者相談センター	2 現在、民間の支援団体が行うDV対策事業への財政的な支援は行っていないが、個別のケースにおいては、情報連携をしながら、協力関係を築いている。
IV あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	5 推進体制の強化	97	公営住宅の有効活用など、市町の枠を超えた広域的連携が強化されるよう、広域ネットワークの構築を県に働きかけます。	人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター)	1 指定管理者運営のセンターができることを明確にしつつ、DV被害者への切れ目のない支援をめざして、市「配偶者暴力相談支援センター」職員、センター「女性のための相談」専門相談員、センタースタッフとの連携強化を図り、市町の枠を超えた広域連携ネットワーク構築に努めている。
IV あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	5 推進体制の強化	97	公営住宅の有効活用など、市町の枠を超えた広域的連携が強化されるよう、広域ネットワークの構築を県に働きかけます。	生活支援課	2 個別の事案に応じて関係機関と必要な情報共有と連携を行い対応した。
IV あらゆる暴力の根絶	9 配偶者等からのあらゆる暴力(DV)の根絶	5 推進体制の強化	97	公営住宅の有効活用など、市町の枠を超えた広域的連携が強化されるよう、広域ネットワークの構築を県に働きかけます。	こども若者相談センター	1 公営住宅への優先入居や一時避難を申し立てるための様式を市の要綱に加えている。
IV あらゆる暴力の根絶	10 さまざまな暴力の根絶	1 各種ハラスメント防止対策の推進	98	セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどの防止の啓発・学習を推進します。	人権推進多文化共生課	2 市役所1階1階リフト立にて厚生労働省作成の冊子「職場でつらい思いしていませんか? 職場でのあらゆるハラスメントは許されません」やチラシを配架している。また、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどの用語解説を記載した第4次ジェンダー平等推進だよりを市ホームページに掲載している。
IV あらゆる暴力の根絶	10 さまざまな暴力の根絶	1 各種ハラスメント防止対策の推進	98	セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどの防止の啓発・学習を推進します。	人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター)	1 センター情報誌Hop(ぜーの)でセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどの防止の啓発を図った。 市内の主な事業所に、職場研修として活用できる講座案内を送付して広く周知した。(講座例:「セクハラ」「パワハラ」「LGBTQ」など)
IV あらゆる暴力の根絶	10 さまざまな暴力の根絶	1 各種ハラスメント防止対策の推進	98	セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどの防止の啓発・学習を推進します。	職員課	1 階層別研修に加え、職場でもハラスメントに関する研修を行うなど、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどの防止の啓発・学習を推進した。

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン 具体的施策 進捗状況調査

- 1 プランの趣旨にそった事業展開ができた
- 2 プランの趣旨にそった事業展開がある程度できた
- 3a プランの趣旨にそった事業展開ができていなかったが、次年度以降は実現可能
- 3b プランの趣旨にそった事業展開ができていなかった。今後実現は相当困難
- 4 その他

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン具体的施策						令和8年3月31日現在	
基本 目標	基本 課題	施策 の方向	No.	具体的施策	担当課	進捗 自己評価	(進捗自己評価1・2) 取組内容 (進捗自己評価3a・3b・4) 事業展開ができてなかった理由
IV あらゆる暴力の根絶	10 さまざまな暴力の根絶	1 各種ハラスメント防止対策の推進	98	セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどの防止の啓発・学習を推進します。	産業振興課	1	市内事業所の事業主・従業員に向けた企業人権連絡会議講演会を年2回実施。第1回が「カスタマー・ハラスメントなんて恐くない!」、第2回が「合理的配慮の提供とは〜解決策はひとつとは限らない、互いに工夫を積み重ねよう〜」がテーマであった。
IV あらゆる暴力の根絶	10 さまざまな暴力の根絶	1 各種ハラスメント防止対策の推進	98	セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどの防止の啓発・学習を推進します。	インクルーシブ推進課	2	セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント防止のための取組が進められるよう必要な情報提供等を行い、啓発・学習を推進する。
IV あらゆる暴力の根絶	10 さまざまな暴力の根絶	1 各種ハラスメント防止対策の推進	99	セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどの相談体制を充実します。	人権推進 多文化共生課	1	毎月第3金曜日に人権擁護委員による特設人権相談を実施している。
IV あらゆる暴力の根絶	10 さまざまな暴力の根絶	1 各種ハラスメント防止対策の推進	99	セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどの相談体制を充実します。	人権推進 多文化共生課 (男女共同参画センター)	1	「女性のための相談」において、様々なハラスメントに関する相談にも対応した。
IV あらゆる暴力の根絶	10 さまざまな暴力の根絶	1 各種ハラスメント防止対策の推進	99	セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどの相談体制を充実します。	職員課	1	ハラスメント外部相談窓口を設置し、全職員に対して周知を行った。
IV あらゆる暴力の根絶	10 さまざまな暴力の根絶	1 各種ハラスメント防止対策の推進	99	セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどの相談体制を充実します。	生活安全課	1	原則毎週水曜日と第2・4日曜日に弁護士による法律相談を、第2・4火曜日に司法書士による法律相談を実施した。
IV あらゆる暴力の根絶	10 さまざまな暴力の根絶	1 各種ハラスメント防止対策の推進	99	セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどの相談体制を充実します。	産業振興課	1	セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどについて相談できる労働相談を、月2回実施した。
IV あらゆる暴力の根絶	10 さまざまな暴力の根絶	2 ストーカー行為・性犯罪・性暴力の防止、売買春の禁止に関する情報提供と啓発を行います。	100	ストーカー行為・性犯罪・性暴力の防止、売買春の禁止に関する情報提供と啓発を行います。	人権推進 多文化共生課	2	市役所1階に性犯罪や性暴力の防止に関するポスターを掲示するとともに、ストーカー行為や性的な被害を受けたときの相談電話カードを配架している。
IV あらゆる暴力の根絶	10 さまざまな暴力の根絶	2 ストーカー行為・性犯罪・性暴力の防止、売買春の禁止	100	ストーカー行為・性犯罪・性暴力の防止、売買春の禁止に関する情報提供と啓発を行います。	人権推進 多文化共生課 (男女共同参画センター)	1	若年層の性暴力被害予防月間に合わせ、ポスターの掲示・チラシ配架・図書の展示などを行い、情報提供と啓発を図った。 「女性に対する暴力をなくす運動週間」に合わせたテーマで関連図書の展示やポスターの掲示を行った。 「女性のための相談」においても、様々なハラスメントに関する相談に対応した。
IV あらゆる暴力の根絶	10 さまざまな暴力の根絶	2 ストーカー行為・性犯罪・性暴力の防止、売買春の禁止	101	インターネット上の性や暴力に関する有害情報の危険性や、子どもたちを含めた「性の商品化」が人権を侵害していること、また誰もが「性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないよう啓発を行います。」	人権推進 多文化共生課 (男女共同参画センター)	1	若年層の性暴力被害予防月間に合わせ、ポスターの掲示・チラシ配架・図書の展示などを行い、情報提供と啓発を図った。 「女性に対する暴力をなくす運動週間」に合わせたテーマで関連図書の展示やポスターの掲示を行った。 「女性のための相談」においても、様々なハラスメントに関する相談に対応した。

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン 具体的施策 進捗状況調査

- 1 プランの趣旨にそった事業展開ができた
- 2 プランの趣旨にそった事業展開がある程度できた
- 3a プランの趣旨にそった事業展開ができてなかったが、次年度以降は実現可能
- 3b プランの趣旨にそった事業展開ができてなかった。今後実現は相当困難
- 4 その他

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン 具体的施策						令和8年3月31日現在	
基本目標	基本課題	施策の方向	No.	具体的施策	担当課	進捗自己評価	(進捗自己評価1・2) 取組内容 (進捗自己評価3a・3b・4) 事業展開ができてなかった理由
IV あらゆる暴力の根絶	10 さまざまな暴力の根絶	2 ストーカー行為・性犯罪・性暴力の防止、売買春の禁止	101	インターネット上の性や暴力に関する有害情報の危険性や、子どもたちを含めた「性の商品化」が人権を侵害していること、また誰もが性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないよう啓発を行います。	インクルーシブ推進課	2	性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないよう、スマートフォンやインターネットの正しい利用方法や危険性について啓発を行った。
IV あらゆる暴力の根絶	10 さまざまな暴力の根絶	3 高齢者虐待・障がい者虐待・児童虐待の防止	102	高齢者虐待防止法を周知するとともに、高齢者虐待に関する相談体制の充実と関係機関のネットワークを強化します。	介護保険課	2	中央地域包括支援センターを中心に関係機関との連携を図り虐待ケースに対する多面的・継続的な支援を実施した。高齢者虐待対応(予防)マニュアルに基づき、さらなる相談体制の充実と連携強化に努めている。ほかにも、地域包括支援センターと関係機関で情報交換を行う機会を設けネットワーク強化に努めた。
IV あらゆる暴力の根絶	10 さまざまな暴力の根絶	3 高齢者虐待・障がい者虐待・児童虐待の防止	103	障害者虐待防止法を周知するとともに、障がい者虐待に関する相談体制と自立支援の充実を図ります。	障害福祉課	1	川西市障がい者基幹相談支援センター内に虐待防止の相談窓口を設けるなど相談体制を整備しており、虐待防止や解決に努めている。また、市民、事業者向けの虐待防止研修を実施し、市民や事業者の意識改革に努めた。引き続き、障害福祉サービスや障害者虐待防止法などの周知・啓発を行うとともに、相談支援事業所などと連携、協力を図りながら、障がい者が適切なサービスを受けられるよう支援していく。
IV あらゆる暴力の根絶	10 さまざまな暴力の根絶	3 高齢者虐待・障がい者虐待・児童虐待の防止	104	児童虐待防止法を周知するとともに、児童虐待に関する相談体制と関係機関のネットワークを強化します。	こども若者相談センター	1	駅周辺でのぼり旗の設置及び啓発グッズの配布・児童虐待防止講演会の開催等、児童虐待防止について周知を行った。また、年7回の要保護児童対策協議会や必要に応じたケース会議を開催し、関係機関のネットワークの強化を図った。
V ジェンダー平等施策の推進と進捗管理	11 ジェンダー平等施策の推進体制の強化	1 庁内の推進体制の整備・強化と評価指標(数値目標)による進捗管理	105	「男女共同参画推進本部」の活性化を図ること、施策推進体制を強化します。	人権推進 多文化共生課	2	市長を本部長、部長級職員を本部長とする男女共同参画推進本部を設置し、全庁横断的な男女共同参画施策の推進に努めた。
V ジェンダー平等施策の推進と進捗管理	11 ジェンダー平等施策の推進体制の強化	1 庁内の推進体制の整備・強化と評価指標(数値目標)による進捗管理	106	プラン策定とその進捗管理のための諮問・専門機関として、引き続き「男女共同参画審議会」を設置し、必要に応じて開催します。	人権推進 多文化共生課	2	男女共同参画審議会を開催し、第4次ジェンダー平等推進プランに基づき事業の進捗状況等についてご意見をいただいた。
V ジェンダー平等施策の推進と進捗管理	11 ジェンダー平等施策の推進体制の強化	1 庁内の推進体制の整備・強化と評価指標(数値目標)による進捗管理	107	評価指標(数値目標)を設定し進捗管理を行うとともに、その進捗状況を定期的に公表します。	人権推進 多文化共生課	2	評価指標(数値目標)を設定し進捗管理を行うとともに、結果については市ホームページにて公表した。
V ジェンダー平等施策の推進と進捗管理	11 ジェンダー平等施策の推進体制の強化	1 庁内の推進体制の整備・強化と評価指標(数値目標)による進捗管理	108	男女共同参画推進条例を周知します。	人権推進 多文化共生課	2	男女共同参画推進条例に関する記事をホームページに掲載し周知に努めた。
V ジェンダー平等施策の推進と進捗管理	11 ジェンダー平等施策の推進体制の強化	2 男女共同参画センターの周知徹底	109	市広報紙や市ホームページ、その他あらゆる媒体を活用し、男女共同参画センターの一層の周知を図ります。また、同センターのフリースペースに多くの人を呼び込めるような講演会や催しなどの開催を検討します。	人権推進 多文化共生課	1	全戸配布のジェンダー平等推進だよりに、男女共同参画センターのPR記事掲載するとともに、市ホームページで周知を図った。

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン 具体的施策 進捗状況調査

- 1 プランの趣旨にそった事業展開ができた
- 2 プランの趣旨にそった事業展開がある程度できた
- 3a プランの趣旨にそった事業展開ができてなかったが、次年度以降は実現可能
- 3b プランの趣旨にそった事業展開ができてなかった。今後実現は相 当困難
- 4 その他

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン 具体的施策						令和8年3月31日現在	
基本 目標	基本 課題	施策 の方向	No.	具体的施策	担当課	進捗 自己評価	(進捗自己評価1・2) 取組内容 (進捗自己評価3a・3b・4) 事業展開ができてなかった理由
V ジェンダー平等施策の推進 と進行管理	11 ジェンダー平等施策の推進 体制の強化	2 男女共同参画センターの周 知徹底	109	市広報紙や市ホームページ、その他あらゆる媒体を活用し、男女共 同参画センターの一層の周知を図ります。また、同センターのフリー スペースに多くの人を呼び込めるような講演会や催しなどの開催を 検討します。	人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター)	1	バレットかわに123周年講演会では、「女性支援30年の 歩み」(講師:正井禮子さん)を開催した。 「フェスタについて話しあう会」や「ロッカーの利用について 話しあう会」など、「利用者自治」を大事にした事業を遂行 した。 フリースペースを活用した交流の場「カフェ・バレット」(毎 月開催)は、気楽な来館を促す企画として継続した。
V ジェンダー平等施策の推進 と進行管理	12 市民参画の体制整備	1 ジェンダー問題に取り組む市 民団体への支援	110	ジェンダー平等推進に取り組む市民団体へ助成金を交付するなど、 その活動を支援します。	人権推進多文化共生課	3a	従来の活動助成金に応募団体がなかったため、次年度以 降は金額や補助率を見直し、市民協働事業補助金のテー マに移行して実施する。
V ジェンダー平等施策の推進 と進行管理	12 市民参画の体制整備	1 ジェンダー問題に取り組む市 民団体への支援	111	ジェンダー平等に取り組む市民団体のネットワーク化を促進します。	人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター)	1	「バレットかわに123周年フェスタ」(周年事業)において、 利用登録グループを中心とした「フェスタについて話しあう 会」を実施し、場をコーディネートしつつ、市民団体のネット ワーク連携をサポートした。 また平素からジェンダー平等の視点を持った「窓口対応」 や「相談」を強化し、各団体の組織運営、活動継続、団体 同士のコーディネート、ネットワーク化によるエンパワメント などをサポートした。 「ドラマ好きの井戸端会議 ①②③を開催、つながりづくり」 を行い、登録グループの立上げにつなげた。 市民が自ら講師を勤める市民講師デビュー講座「自律神 経を整えるやさしいヨガ」(講師:岡真由美さん)、市民と一 緒に企画する市民企画講座「ナゼ?不思議!科学を楽しく 学ぼう」(講師:井頭均さん)を実施した。
V ジェンダー平等施策の推進 と進行管理	12 市民参画の体制整備	2 ジェンダー平等推進市民企 画員の育成	112	ジェンダー平等推進市民企画員の育成を行い、市や地域で活躍で きる場を広げます。	人権推進多文化共生課	1	公募した5人の市民企画員の企画・立案・運営によるジェ ンダー平等市民企画員講演会「おとなも学ぼう!ジェン ダー平等」(講師:吉川ヒロさん)を開催した。市民企画員 については、地域でも活躍していただけるように校区人権 啓発推進委員会の委員も兼任している。
V ジェンダー平等施策の推進 と進行管理	12 市民参画の体制整備	2 ジェンダー平等推進市民企 画員の育成	112	ジェンダー平等推進市民企画員の育成を行い、市や地域で活躍で きる場を広げます。	人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター)	1	センター情報紙「Hopp」(セーの)を発行し、センターとの 関わりを通して地域で活躍しておられるグループについて 紹介した。 既にセンターを利用されている方や、未だ利用されていない 方も対象に、ジェンダー平等推進市民企画員について説 明して、市民企画員の応募につなげている。

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン 評価指標

目標	No.	評価指標	評価指標値			担当課
			現状(プラン策定時(R6.3))	令和7年度 (令和7(2025)年度)	目標 (令和13(2031)年度)	
Ⅰ 人権尊重とジェンダー平等への意識改革	1	夫は外で仕事をし、妻は家事・育児など家庭を守るのがよいという考えに同感しない市民の割合(市民実感調査)	73.4% (令和4(2022)年度)	76.2% (令和7(2025)年度)	85.0% (令和13(2031)年度)	人権推進多文化共生課
	2	社会全体で男女の地位が平等になっていると思う人の割合(男女共同参画に関する市民意識調査)	女性:4.4% 男性:7.1% (令和4(2022)年度)		女性:15.0% 男性:20.0% (※令和12(2030)年度)	人権推進多文化共生課
	3	広報・啓発活動においてジェンダー平等に関することを取り上げた回数	8回 (令和4(2022)年度)	10回 (令和7(2025)年度)	10回 (令和13(2031)年度)	人権推進多文化共生課
	4	川西市パートナーシップ宣誓制度(令和2(2020)年導入)を知っている人の割合(男女共同参画に関する市民意識調査)	女性:25.0% 男性:22.1% (令和4(2022)年度)		女性:40.0% 男性:40.0% (※令和12(2030)年度)	人権推進多文化共生課
	5	ジェンダー問題や男女共同参画がどういうものか学んだり、教えられたりしたことのある人の割合(男女共同参画に関する市民意識調査)	女性:36.8% 男性:37.8% (令和4(2022)年度)		女性:50% 男性:50% (※令和12(2030)年度)	人権推進多文化共生課
	6	公民館や事業所などでの男女共同参画センターの延べ出張講座数	新規	5件 (令和6(2024)~ 令和7(2025)年度)	8件 (令和6(2024)~ 令和13(2031)年度)	人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター)
	7	審議会などへの女性委員の登用率	34.8% (令和5(2023)年4月1日現在)	34.4% (令和7(2025)年4月1日現在)	50.0% (令和13(2031)年4月1日現在)	人権推進多文化共生課
	8	自治会長、コミュニティ会長に占める女性の割合	自治会長(16.8%) 22/131人 コミ会長(7%) 1/14人 (令和5(2023)年4月1日現在)	自治会長(16.2%) 21/130人 コミ会長(14.3%) 2/14人 (令和7(2025)年4月1日現在)	自治会長:20.6% 27/131人 コミ会長:14.2% 4/14人 (令和13(2031)年4月1日現在)	参画協働課
	9	市職員の管理職に占める女性の割合(本プランにおける管理職とは、課長職以上の職員)	14.2% (令和5(2023)年4月1日現在)	18.9% (令和7(2025)年4月1日現在)	30% (令和13(2031)年4月1日現在)	職員課
	10	市内小・中学校、特別支援学校における校長・教頭の女性の人数	48人中13人 (27.1%) (令和5(2023)年4月1日現在)	48人中15人 (31.3%) (令和7(2025)年4月1日現在)	48人中15人 (31.3%) (令和13(2031)年4月1日現在)	教育保育職員課
Ⅱ 推進あらゆる分野で女性の活躍推進計画の						

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン 評価指標

目標	No.	評価指標	評価指標値			担当課
			現状(プラン策定時(R6.3))	令和7年度	目標 (年度)	
Ⅱ あらゆる分野での女性活躍の推進(川西市女性活躍推進計画)	11	ワーク・ライフ・バランスという言葉も内容もよく知っている人の割合(男女共同参画に関する市民意識調査)	21.5% (令和4(2022)年度)		40.0% (※令和12(2030)年度)	人権推進多文化共生課
	12	育児・介護休業法をよく知っている人の割合(男女共同参画に関する市民意識調査)	18.4% (令和4(2022)年度)		50% (※令和12(2030)年度)	人権推進多文化共生課 産業振興課
	13	保育所待機児童数(国の基準)	0人 (令和5(2023)年4月1日)	0人 (令和7(2025)年4月1日)	0人 (令和13(2031)年4月1日現在)	入園所相談課
	14	市男性職員の二週間以上の育児休業の取得率	28.6% (令和4(2022)年度)	80.7% (令和7(2025)年度)	85.0% (令和13(2031)年度)	職員課
	15	市職員のワーク・ライフ・バランス研修受講者の延べ人数	67人 (平成30(2018)～令和4(2022)年度)	64人 (令和6(2024)～令和7(2025)年度)	300人 (令和6(2024)～令和13(2031)年度)	人権推進多文化共生課 職員課
	16	市が国や県が実施しているワーク・ライフ・バランスに係る企業認定制度・表彰制度などをPRした延べ件数	9件 (平成30(2018)～令和4(2022)年度)	8件 (令和6(2024)～令和7(2025)年度)	20件 (令和6(2024)～令和13(2031)年度)	人権推進多文化共生課 産業振興課
	17	ワーク・ライフ・バランスの推進などジェンダー平等、男女共同参画に積極的に取り組む事業所を表彰し、その活動内容を広報した述べ件数	新規	0件 (令和6(2024)～令和7(2025)年度)	8件 (令和6(2024)～令和13(2031)年度)	人権推進多文化共生課
	18	30歳～39歳の女性の就業率(男女共同参画に関する市民意識調査)	73.1% (令和4(2022)年度)		80.0% (※令和12(2030)年度)	人権推進多文化共生課
	19	雇用機会や職場での賃金・待遇の面で男女の地位が平等になっていると感じている人の割合(男女共同参画に関する市民意識調査)	女性:9.6% 男性:16.2% (令和4(2022)年度)		女性:20.0% 男性:20.0% (※令和12(2030)年度)	人権推進多文化共生課
	20	女性の消防職員の数	11人 (令和5(2023)年4月1日現在)	11人 (令和7(2025)年4月1日現在)	12人 (令和13(2031)年4月1日現在)	消防本部総務課

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン 評価指標

目標	No.	評価指標	評価指標値			担当課
			現状(プラン策定時(R6.3))	令和7年度	目標 (年度)	
Ⅲ 誰もが生き生きと安心して暮らせる環境づくり	21	妊娠から出産、産後の保健・医療サービスについて満足している親の割合(乳幼児健康診査時のアンケート調査)	86.1% (令和4(2022)年度)	98.46% (令和7(2025)年度)	90.0% (令和13(2031)年度)	保健センター・予防歯科センター
	22	家族に中学生以下の子どもがいる市民のうち「子育てがしやすいまちだと思う」市民の割合(市民実感調査)	49.1% (令和4(2022)年度)	57.1% (令和7(2025)年度)	80.0% (令和13(2031)年度)	こども政策課
	23	川西市の自殺死亡率(人口10万人当たり)	23.1 (令和4(2022)年)	11.77 (令和7(2025)年)	10.0 (令和13(2031)年度)	地域福祉課
	24	市内の医療環境に満足している市民の割合(市民実感調査)	54.9% (令和4(2022)年度)	63.6% (令和7(2025)年度)	65.0% (令和13(2031)年度)	保健・医療政策課
	25	小規模事業所(50人未満)対象健康診断受診者数	234人 (令和4(2022)年度)	154人 (令和7(2025)年度)	400人 (令和13(2031)年度)	産業振興課
	26	ジェンダーギャップ指数を知っている人の割合(男女共同参画に関する市民意識調査)	女性:32.8% 男性:29.8% (令和4(2022)年度)	女性:40.0% 男性:40.0% (※令和12(2030)年度)		人権推進多文化共生課
	27	防災会議における女性委員の割合	9.8% (令和5(2023)年4月1日現在)	12.2% (令和7(2025)年4月1日現在)	30.0% (令和13(2031)年4月1日現在)	危機管理課
	28	女性消防団員の実員数	24人 (令和5(2023)年4月1日現在)	28人 (令和7(2025)年4月1日現在)	30人 (令和13(2031)年4月1日現在)	消防本部総務課
	29	セクシュアル・ハラスメントやDVIは、人権侵害だと思う人の割合(男女共同参画に関する市民意識調査)	女性:93.0% 男性:91.2% (令和4(2022)年度)	女性:100.0% 男性:100.0% (※令和12(2030)年度)		人権推進多文化共生課
	30	DVやデートDVに関する講座や研修などの開催延べ回数	18回 (平成30(2018)～令和4(2022)年度)	8回 (令和6(2024)～令和7(2025)年度)	24回 (令和6(2024)～令和13(2031)年度)	こども若者相談センター 人権推進多文化共生課 (男女共同参画センター) こども若者相談センター

第4次川西市ジェンダー平等推進プラン 評価指標

目標	No.	評価指標	評価指標値			担当課
			現状(プラン策定時(R6.3))	令和7年度	目標 (年度)	
Ⅳ あらゆる暴力の根絶	31	DVを受けたとき、どこかに相談した人の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査)	27.6% (令和4(2022)年度)		70.0% (※令和12(2030)年度)	こども若者相談センター
	32	自分やまわりの人がセクシュアル・ハラスメントにあった人の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査)	女性:15.6% 男性:1.8% (令和4(2022)年度)		0.0% (※令和12(2030)年度)	人権推進 多文化共生課
	33	自分やまわりの人がセクシュアル・ハラスメントにあったとき、何もできなかった人の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査)	女性:40.6% 男性:24.1% (令和4(2022)年度)		0.0% (※令和12(2030)年度)	人権推進 多文化共生課
	34	人権侵害を体験したときに、誰かに相談した市民の割合 (市民実感調査)	28.6% (令和5(2023)年度)	30.3% (令和7(2025)年度)	40.0% (令和13(2031)年度)	人権推進 多文化共生課
	35	川西市ジェンダー平等推進プラン(川西市男女共同参画プラン)を知っている人の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査)	女性:22.2% 男性:20.9% (令和4(2022)年度)		女性:50.0% 男性:50.0% (※令和12(2030)年度)	人権推進 多文化共生課
Ⅴ ジェンダー平等施策の推進と進捗管理	36	パレットかわにし(川西市男女共同参画センター)を知っている人の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査)	女性:38.8% 男性:22.1% (令和4(2022)年度)		女性:70.0% 男性:50.0% (※令和12(2030)年度)	人権推進 多文化共生課
	37	パレットかわにし(川西市男女共同参画センター・市民活動センター)の来館者数	56,575人 (令和4(2022)年度)	59,347人 (令和7(2025)年度)	70,000人 (令和13(2031)年度)	人権推進 多文化共生課 (男女共同参画センター)
	38	ジェンダー平等社会の実現をめざす活動助成金(旧男女共同参画社会の実現をめざす活動助成金)の延べ交付団体数	2団体 (平成30(2018)～令和4(2022)年度)	1団体 (令和6(2024)～令和7(2025)年度)	8団体 (令和6(2024)～令和13(2031)年度)	人権推進 多文化共生課
	39	ジェンダー平等推進市民企画員(旧男女共同参画市民企画員)の延べ人数	24人 (平成30(2018)～令和4(2022)年度)	10人 (令和6(2024)～令和7(2025)年度)	40人 (令和6(2024)～令和13(2031)年度)	人権推進 多文化共生課
	40	ジェンダー平等推進市民企画員(旧男女共同参画市民企画員)企画講座の延べ参加者数	374人 (平成30(2018)～令和4(2022)年度)	126人 (令和6(2024)～令和7(2025)年度)	800人 (令和6(2024)～令和13(2031)年度)	人権推進 多文化共生課

※男女共同参画に関する市民意識調査は、次回、令和12(2030)年度に実施する予定です。

審議会等における女性委員の比率一覧表

0.5															R7.4.1現在			
No.	審議会等の名称	常時・必要時の別	委員実人数			あて職			女性委員の割合⑧(③/①)	あて職の割合⑨(④/①)	50%に必要な女性人数⑩(①×0.5)	50%達成までに不足している人数⑪(③-⑩)	あて職以外人数で50%必要人数を満たせるか(⑦>⑩)	事務局	任期			
			総数①(②+③)	男性②	女性③	合計④(⑤+⑥)	男性⑤	女性⑥						以外⑦(①-⑥)	R7組織	開始		終了
1	川西市経営評価委員会	必要時												企画政策課				
2	川西市行財政改革審議会	必要時	6	3	3			6	50.0		3		可	企画政策課	令和5年5月15日	令和7年3月31日		
3	川西市補助金等審議会	必要時												企画政策課				
4	川西市総合計画審議会	必要時	0											企画政策課				
5	川西市参画と協働のまちづくり推進会議	必要時	11	3	8			11	72.7		6	2	可	参画協働課	令和6年9月10日	令和8年3月31日		
6	総合評価審査委員会	必要時												保健・医療政策課	平成31年2月19日	令和5年3月31日		
7	川西市政治倫理審査会	常時	6	3	3			6	50.0		3		可	総務課	令和6年4月1日	令和8年3月31日		
8	川西市公務災害補償等審査会	常時	3	2	1	3	2	1	33.3	100.0	2	△ 1	△ 2	職員課	令和4年11月25日	令和7年11月24日		
9	川西市公務災害補償等認定委員会	常時	5	3	2	5	3	2	40.0	100.0	3	△ 1	△ 3	職員課	令和4年11月25日	令和7年11月24日		
10	川西市特別職報酬等審議会	必要時	8	4	4			8	50.0		4		可	職員課	令和7年6月24日	令和7年11月		
11	川西市情報公開・個人情報保護審査会	常時	6	4	2			6	33.3		3	△ 1	可	総務課	令和5年4月1日	令和9年3月31日		
12	川西市行政不服審査会	常時	3	2	1			3	33.3		2	△ 1	可	総務課	令和7年4月1日	令和10年3月31日		
13	川西市国民保護協議会	常時	38	35	3	38	35	3	7.9	100.0	19	△ 16	△ 19	危機管理課	令和6年4月1日	令和8年3月31日		
14	川西市防災会議	常時	41	36	5	41	36	5	12.2	100.0	21	△ 16	△ 21	危機管理課	令和6年4月1日	令和8年3月31日		
15	川西市住居表示審議会	必要時	0											市民課				
16	川西市市民活動センター及び川西市男女共同参画センターに係る指定管理者選定委員会	必要時	0											人権推進多文化共生課				
17	川西市子どもの人権オプス・パースン	常時	3	2	1			3	33.3		2	△ 1	可	人権推進多文化共生課	2人：令和7年4月1日 1人：令和6年4月1日	2人：令和9年3月31日 1人：令和8年3月31日		
18	川西市人権施策審議会	常時	9	5	4			9	44.4		5	△ 1	可	人権推進多文化共生課	令和7年4月1日	令和9年3月31日		
19	川西市男女共同参画審議会	常時	10	5	5			10	50.0		5		可	人権推進多文化共生課				
20	川西市産業ビジョン推進委員会	常時	20	12	8			20	40.0		10	△ 2	可	産業振興課	令和6年4月1日	令和8年3月31日		
21	川西市労働問題審議会	必要時												産業振興課				
22	川西市芸術・文化施設並びに川西市社会体育施設及び川西市東久代運動公園に係る指定管理者選定委員会	必要時	0											文化・観光・スポーツ課				
23	川西市知明湖キャンプ場に係る指定管理者選定委員会	必要時	0											文化・観光・スポーツ課				
24	川西市黒川里山センターに係る指定管理者選定委員会	必要時	0											文化・観光・スポーツ課				
25	川西市環境審議会	常時	9	7	2			9	22.2		5	△ 3	可	環境政策課	令和6年8月3日	令和8年8月2日		
26	川西市公害等紛争処理委員会	必要時												環境政策課				
27	川西市廃棄物減量等推進審議会	常時	10	4	6	5	3	2	5	60.0	50.0	5	1	美化推進課	令和6年11月6日	令和8年11月5日		
28	川西市畜場に係る指定管理者選定委員会	必要時												衛生管理課				
29	川西市社会福祉審議会	常時	16	11	5			16	31.3		8	△ 3	可	地域福祉課	令和6年11月1日	令和8年10月31日		
30	川西市民生委員推せん会	常時	8	5	3			8	37.5		4	△ 1	可	地域福祉課	令和5年4月1日	令和8年3月31日		
31	川西市障害者施策推進協議会	常時	18	9	9			18	50.0		9		可	障害福祉課	令和5年4月1日	令和8年3月31日		
32	川西市障害者支援区分認定審査会	常時	10	5	5			10	50.0		5		可	障害福祉課	令和5年4月1日	令和7年3月31日		
33	川西市障がい者自立支援協議会	常時	18	10	8			18	44.4		9	△ 1	可	障害福祉課	令和5年9月1日	令和7年8月31日		
34	川西市介護認定審査会	常時	50	31	19			50	38.0		25	△ 6	可	介護保険課	令和5年4月1日	令和8年3月31日		
35	川西市介護保険運営協議会	常時	15	10	5			15	33.3		8	△ 3	可	介護保険課	R4.8.1/R6.8.1	R7.7.31/R9.7.31		
36	川西市介護保険施設の指定候補事業者に係る公募型プロポーザル審査委員会	常時	7	4	3			7	42.9		4	△ 1	可	介護保険課	令和6年4月1日	令和9年3月31日		
37	川西市健康づくり推進協議会	常時	16	10	6			16	37.5		8	△ 2	可	保健・医療政策課	令和6年10月1日	令和8年9月30日		
38	川西市予防接種健康被害調査委員会	常時	8	7	1	1		1	7	12.5	12.5	4	△ 3	可	保健センター・予防歯科センター	令和7年4月1日	令和9年3月31日	
39	川西市国民健康保険運営協議会	常時	12	9	3			12	25.0		6	△ 3	可	国民健康保険課	令和6年9月16日	令和9年9月15日		
40	川西市都市計画審議会	常時	17	15	2	4	4		13	11.8	23.5	9	△ 7	可	都市政策課	令和6年4月1日	令和8年3月31日	
41	川西市景観審議会	常時	7	4	3			7	42.9		4	△ 1	可	都市政策課	令和7年5月1日	令和9年4月30日		
42	川西市都市計画マスタープラン見直し専門委員会	必要時												都市政策課	令和5年4月1日	令和6年3月31日		
43	川西市建築審査会	常時	7	4	3	2	2		5	42.9	28.6	4	△ 1	可	建築指導課	令和7年4月1日	令和9年3月1日	
44	川西市空家等対策協議会	常時	10	5	5	1	1		9	50.0	10.0	5		可	住宅政策課	令和7年5月29日	令和9年5月28日	
45	川西市市営住宅入居者選考委員会	常時	4	2	2			4	50.0		2		可	住宅政策課	令和7年4月1日	令和8年3月31日		
46	川西市市営住宅等に係る指定管理者選定委員会	必要時												住宅政策課				
47	川西市地域公共交通会議	常時	16	15	1			16	6.3		8	△ 7	可	交通政策課	令和6年4月1日	令和8年3月31日		
48	川西市次世代型移動サービス推進会議	必要時	2	2				2			1	△ 1	可	交通政策課	令和1年7月8日			
49	川西市いじめ問題対策委員会	常時	7	6	1			7	14.3		4	△ 3	可	教育保育課	令和6年4月1日	令和8年3月31日		
50	川西市立学校校区審議会	必要時	10	6	4			10	40.0		5	△ 1	可	教育総務課	令和6年8月19日	令和8年8月18日		
51	川西市教育支援委員会	必要時	24	9	15			24	62.5		12	3	可	インクルーシブ推進課	令和6年5月1日	令和7年4月30日		
52	川西市社会教育委員の会	常時	8	5	3			8	37.5		4	△ 1	可	生涯学習課	令和6年6月1日	令和8年5月31日		
53	川西市文化財審議会	常時	5	3	2			5	40.0		3	△ 1	可	生涯学習課	令和7年4月1日	令和9年3月31日		
54	川西市図書館協議会	常時	9	4	5	5	3	2	4	55.6	55.6	5		△ 1 中央図書館	令和5年7月1日	令和7年6月30日		
55	川西市子ども・若者未来会議	常時	16	12	4			16	25.0		8	△ 4	可	こども政策課	令和5年12月7日	令和7年12月6日		
56	川西市上下水道事業経営審議会	必要時												経営企画課				
57	川西市補償等審議会	必要時												補償等支払の4割に必要人員が配置する				
58	川西市立学校のあり方審議会	常時	7	5	2			2	28.6		4	△ 2	△ 4	教育政策課	令和6年5月28日	令和8年3月31日		
59	川西市公共施設等総合管理計画審議会	必要時												施設マネジメント課				
60	旧文化会館等跡地の土地活用事業者選定に係る公募型プロポーザル審査委員会	必要時	6	4	2				33.3		3	△ 1	△ 3	資産活用課	令和7年2月18日	令和7年4月30日		
61	旧川西市立緑保育所跡地活用に係る公募型プロポーザル審査委員会	必要時												住宅政策課				
合 計			521	342	179	107	91	16	414	34.4	20.5	261	△ 82	34				